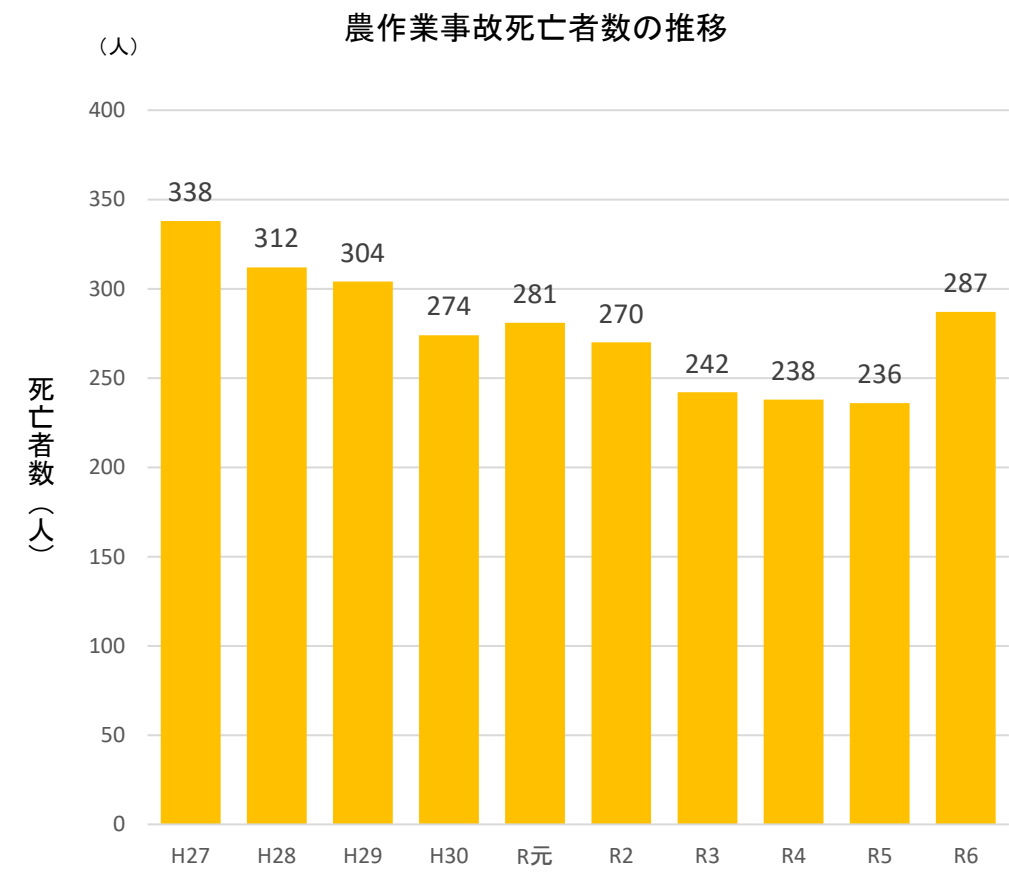


「中間とりまとめ」の取組状況

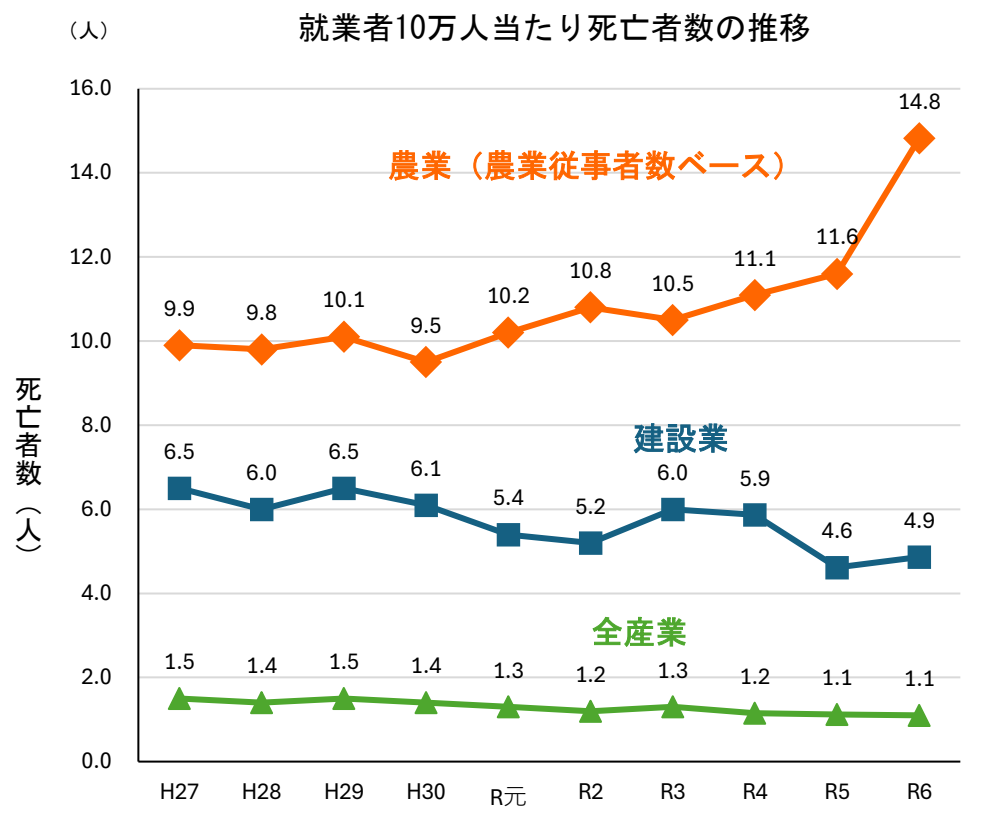
令和 8 年 8 月
農産局
農林水産省

令和6年に発生した農作業死亡事故の調査結果（概要）

- 農作業事故死亡者数は、近年減少傾向にあったが、令和6年は287人となり、前年より急増（51人増）。
- これに伴い、就業者10万人当たりの死亡者数は14.8人に増加し、他産業との差が更に拡大。



※ 農作業死亡事故調査（農水省）



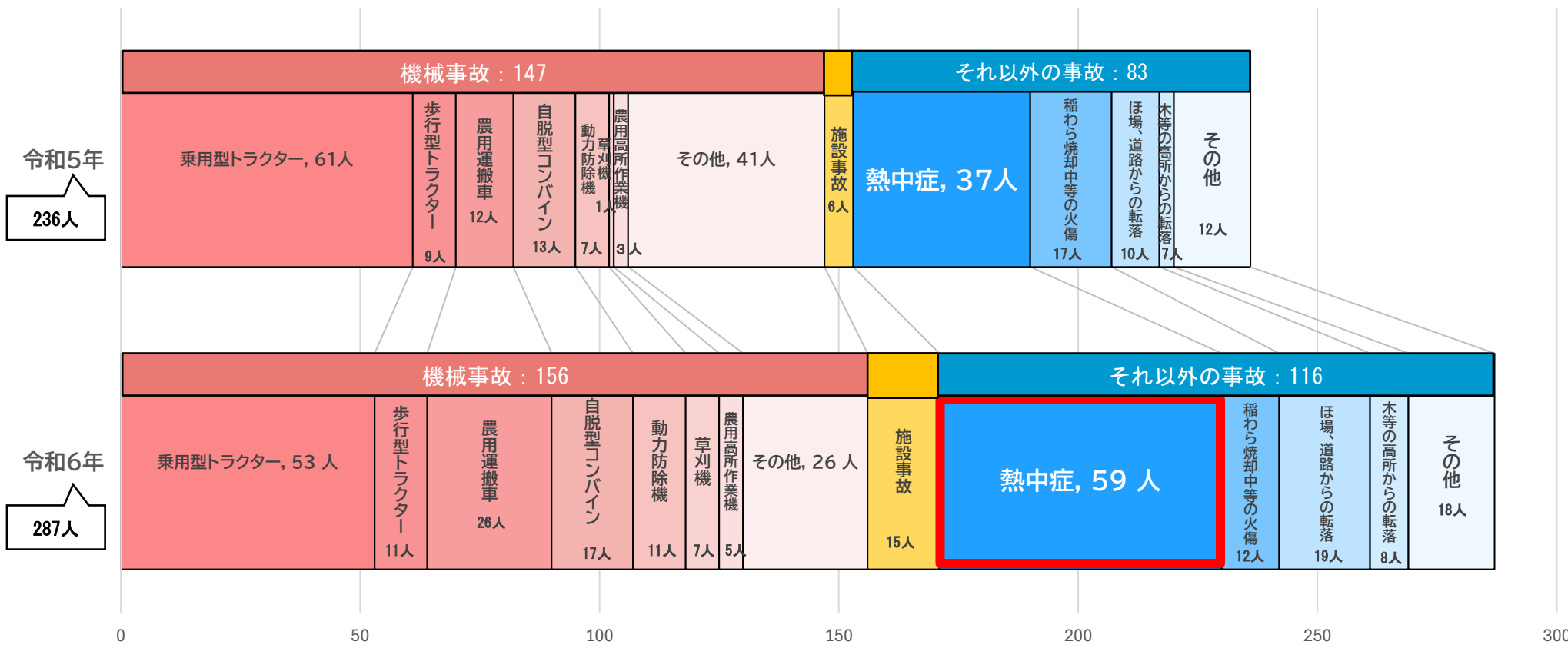
死亡者数 農 業：農作業死亡事故調査（農水省）
他産業：死亡災害報告（厚労省）
就業者 農 業：農林業センサス、農業構造動態調査（農水省）
他産業：労働力調査（総務省）

（注）就業者10万人当たり死亡者数の算出において就業者として使用していた農業就業人口の調査が令和元年で終了したため、令和2年から農業従事者数を使用して算出。

農作業死亡事故の発生状況の分析（要因別）

- 令和6年の農作業死亡事故を要因別にみると、「機械事故」、「施設事故」、「それ以外の事故」のいずれも前年より増加。
- 特に、「それ以外の事故」のうち「熱中症」が、前年の37人から59人に顕著に増加した（22人増）。

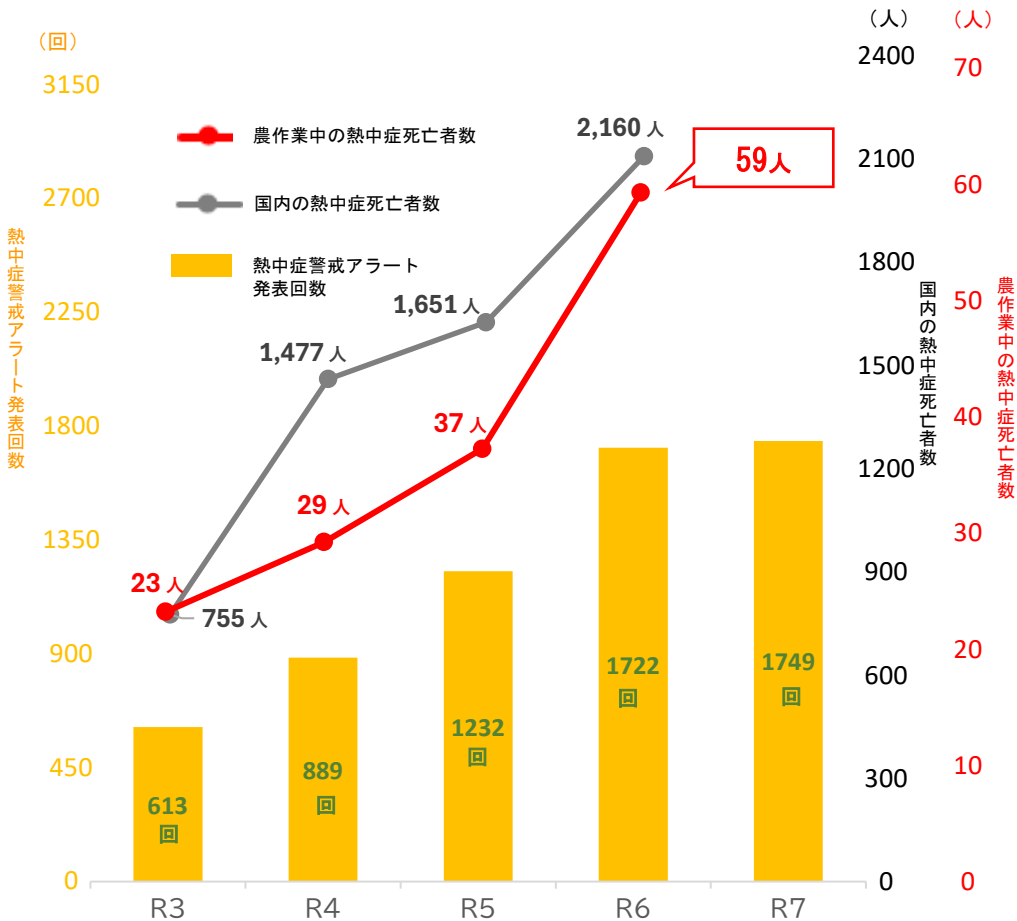
農作業死亡事故の要因別分析（R5→R6）



農作業死亡事故の発生状況の分析（熱中症警戒アラートとの関係等）

- 気象庁が発表する「熱中症警戒アラート」は、令和3年の制度創設以降、発表回数が毎年増加。これに伴い、厚生労働省が公表する熱中症の死亡者数も毎年急増しており、農作業死亡事故における熱中症の死亡者数も概ね同じ傾向で推移。
- 農作業死亡事故を発生月別にみると、熱中症警戒アラートが発表された5～9月の増加数（52人増）が全体増加数（51人増）を超えており、夏場の高温が、熱中症のみならず熱中症以外の事故にも影響している可能性が考えられる。

熱中症警戒アラートの発表数と熱中症死亡者数の推移（令和3～7年）



農作業死亡事故調査（農水省）、人口動態統計（厚労省）、熱中症警戒アラート発表回数（環境省）

夏季（5～9月）における農作業死亡事故の発生状況

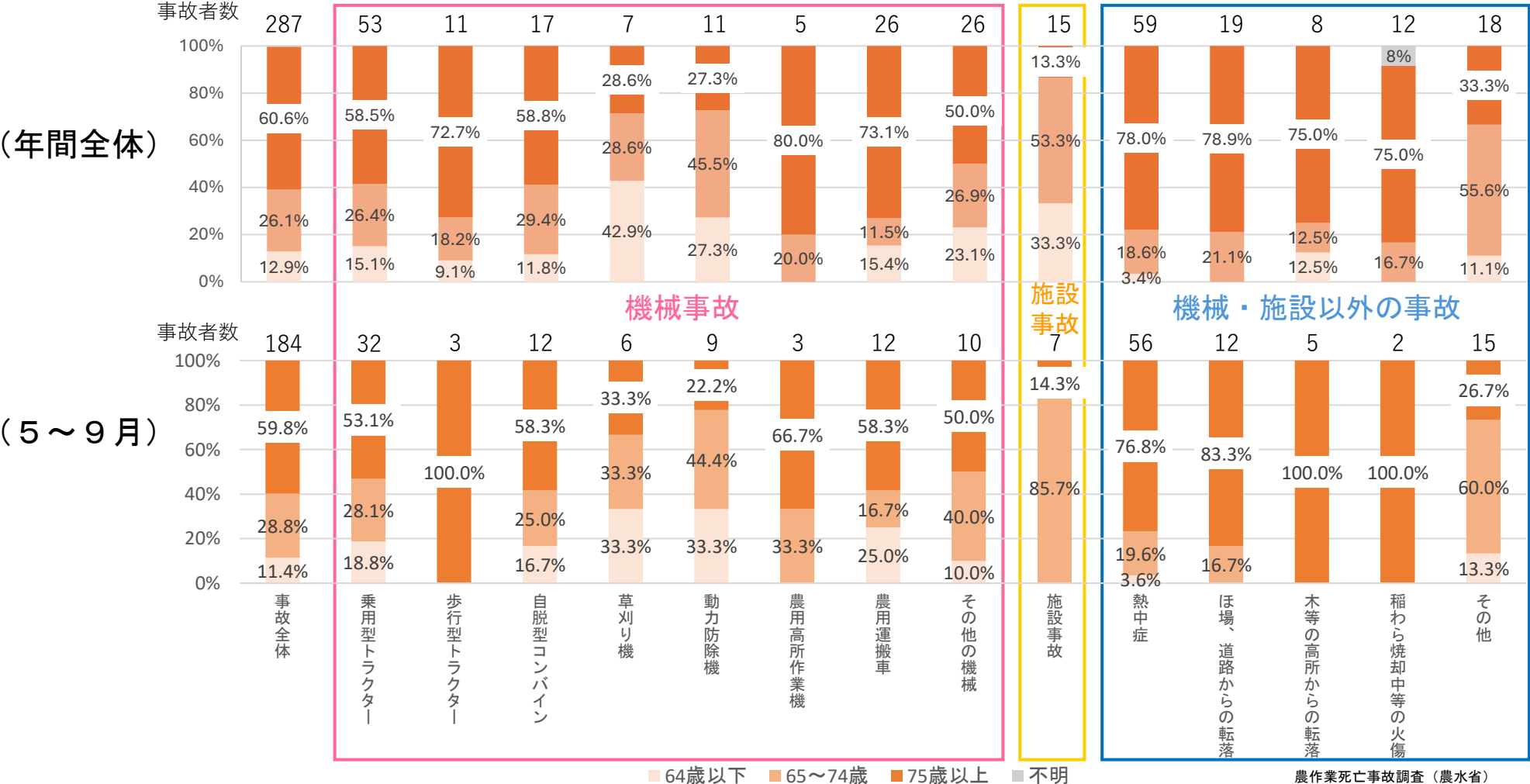
	死亡件数（全体）									（参考） 熱中症警戒アラート発表 数
	5～9月 (A)+(B)	熱中症		熱中症以外						
		5～9月 (A)	5～9月（B）							
							高所等か らの転倒	草刈機	自脱型コ ンバイン	
令和 5年	236	132	37	35	199	97	9	1	7	1,232
令和 6年	287	184	59	56	228	128	20	6	12	1,722
増加数	51	52	22	21	29	31	11	5	5	490

農作業死亡事故調査（農水省）

農作業死亡事故の発生状況の分析（年齢階層別 × 要因別）

- 農作業中の死亡事故全体における75歳以上の割合は約6割。
- 草刈機・動力防除機においては、若い年代の事故が多く、熱中症などの機械・施設以外の事故は高齢者が多い。
- 事故が増えた5～9月においても、年間全体と同様の傾向。

令和6年農作業死亡事故における要因別の年代構成

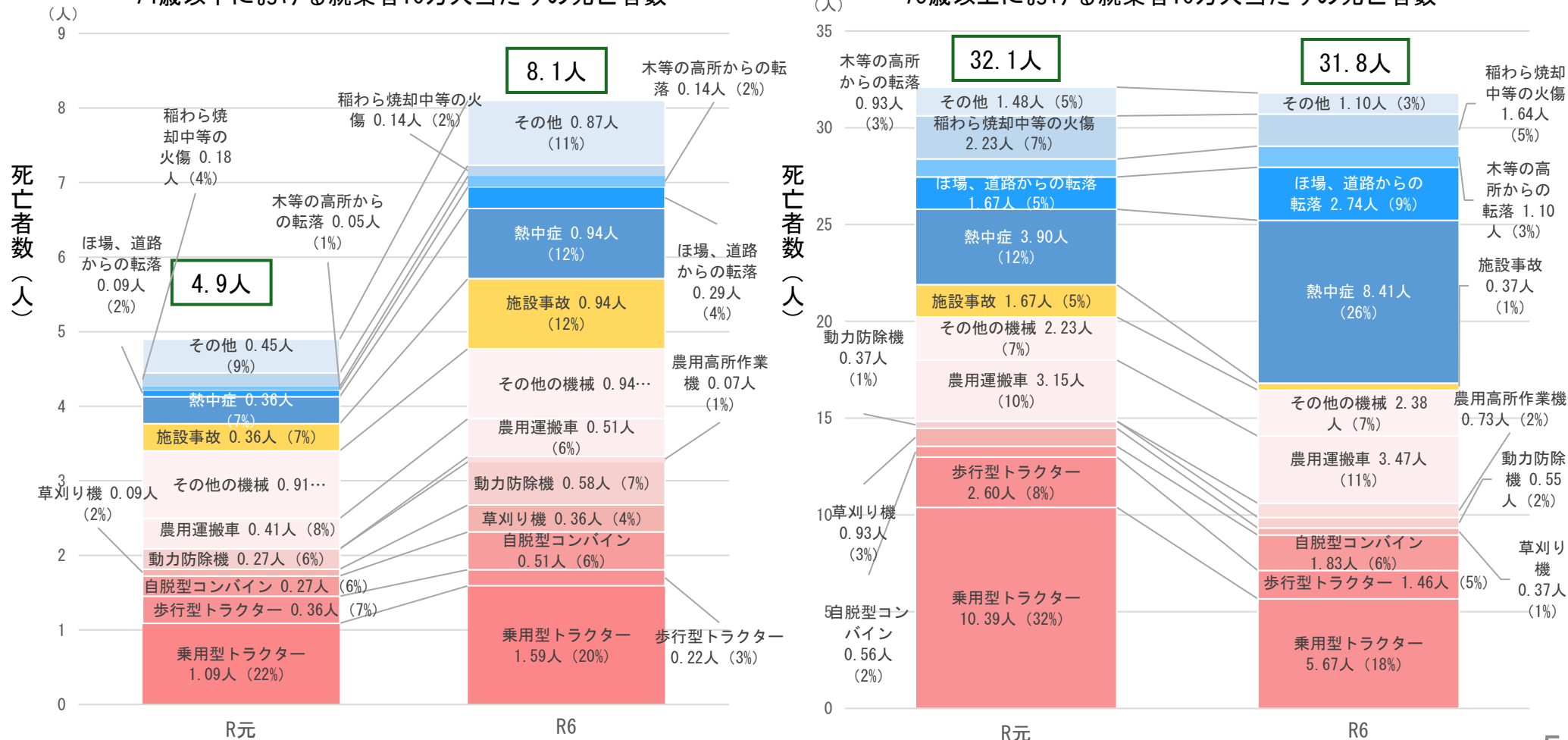


農作業死亡事故の発生状況の分析（就業者あたりの死亡者数）

- 年齢階層別の就業者10万人当たりの死亡者数を令和元年と令和6年で比較すると、74歳以下の死亡者数は増加しており、75歳以上の死亡者数は減少している。
- 74歳以下では、農業機械に起因する事故（乗用型トラクタ、自脱型コンバイン、草刈機、動力防除機）が特に増えている。
- 75歳以上では、熱中症が増加しているものの、乗用型トラクターなどの農業機械に起因する事故は減少している。

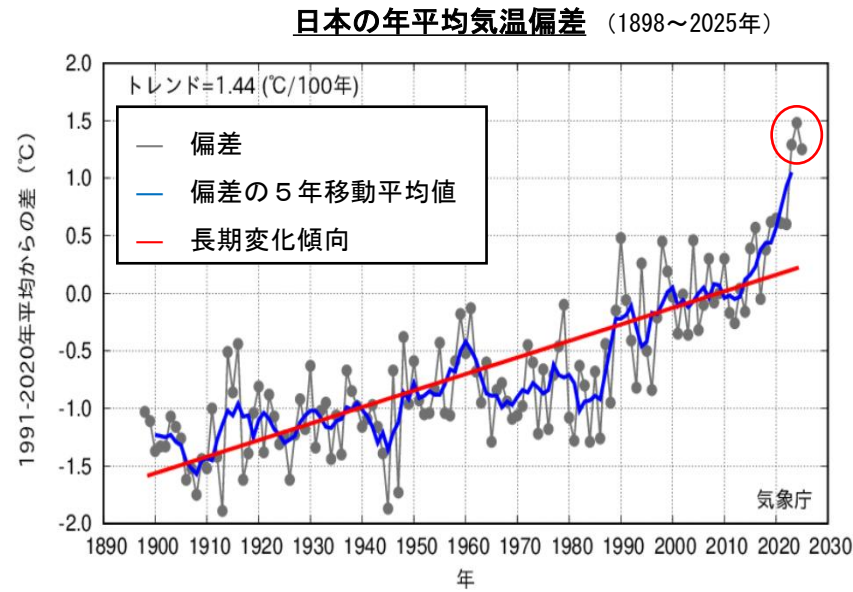
74歳以下における就業者10万人当たりの死亡者数

75歳以上における就業者10万人当たりの死亡者数



今後の気温上昇への適応の必要性

- 我が国の気温（年平均気温偏差）は年々高くなっており、特に近年は急激に上昇。今後も熱中症等の発生リスクは高い状況が続くことが想定される。
- このような中、夏季における農作業死亡事故の発生リスクを低減するためには、注意喚起の強化だけでなく、構造的な対策を講じていく必要があり、作業の省力化や軽労化に資する生産方式に転換していくことが不可欠。



※偏差：各年の平均気温の基準値からの差。基準値は1991～2020年の30年平均値。

日本の年平均気温偏差のうち統計開始以降の上位3ヵ年

順位	年	気温偏差(°C)
1	2024	+1.48
2	2023	+1.29
3	2025	+1.23

資料：気象庁

熱中症死亡事故の事例

手持式動力噴霧器
で農薬散布中に
ほ場内で倒れた。

温室内で水分補給
せずに作業してい
たところ、脱水症
状で動けなくなり
熱中症を発症。

朝から1人で草刈
り作業をしていた
が、帰りが遅かつ
たので探しに行く
と倒れていた。

熱中症等のリスクを低減する生産方式例

ドローンによる
農薬・肥料散布

遮光ネット、細霧冷房
等による作業環境改善

リモコン草刈機等
による軽労化



暑熱対策が講じられた農業支援サービスの活用による作業の外部化

農作業における熱中症等対策総合パッケージ

- 農作業中の熱中症等による事故を防ぐため、スマート農業技術や農業サービス事業者等を活用した生産方式（ホワイト生産方式）への転換と、農業者における熱中症等の回避行動の啓発活動を併せて推進する必要。
- このため、農林水産省では、これらを推進する施策を「農作業における熱中症等対策総合パッケージ」としてとりまとめ、関係機関を挙げて強力に推進。

農作業における熱中症等対策総合パッケージ

熱中症等の回避に向けた安全意識の向上

○研修の強化(熱中症等対策研修強化期間の前倒し)

より多くの農業者に早い段階から熱中症への注意を促すため、熱中症対策研修強化期間を1か月前倒(4～6月)。

この中で、熱中症や夏季の農作業事故の回避策をお伝えするとともに、ホワイト生産方式への転換の必要性を啓発。



○夏の熱中症等対策声かけ期間の新設

特にリスクが高い7～9月を新たに「夏の熱中症等対策声かけ期間」として設定し、関係機関を挙げて、各種メディアも活用した声かけ運動を展開。



熱中症等のリスクを低減する生産方式 ホワイト生産方式への転換

○スマート農業技術の導入

自動化技術やIT技術の活用を通じて、省力化・軽労化。
(例)・水管理の遠隔操作や自動化
・生育予測システムによる業務量の平準化
【支援策】スマ転事業(R7補正 156億円の内数)
R8当初 25億円の内数



○農業支援サービスの活用

作業の外部化を通じ、農業者の高温暴露時間を軽減。
(例)・ドローンによる農薬・肥料散布作業の委託
・リモコン草刈機を有する事業者への作業委託
【支援策】サービス加速化事業(R7補正 156億円の内数)
R8当初 25億円の内数



○農作物の高温対策

農作物の高温対策を通じて、農業者の労働環境も改善。
(例)遮光資材、細霧冷房、天窗、ヒートポンプの活用
【支援策】グリーンな栽培体系転換(R7補正 40億円の内数)
R8当初 5.7億円の内数



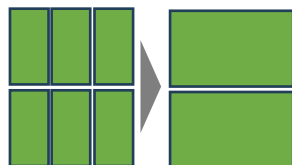
ホワイト生産方式のイメージ

水田作の例

- 夏季における水田作の主要な作業は農薬散布、追肥、草刈、水管理等
- 農薬散布・追肥については農業支援サービス事業者の活用、草刈・水管理については、畦畔除去により草刈作業面積を縮減しつつ、スマート農業技術である自動水管理装置等の導入により、大幅な省力化・軽労化が可能



ドローンサービス
による農薬散布・
追肥



畦畔除去による
草刈の作業面積の縮減



自動水管理装置

果樹の例

- 夏季における果樹（りんご）の主要な作業は摘果、防除、除草作業
- 省力樹形（超高密植栽培）への転換による直線的な動線と作業の単純化に加え、摘果作業に高所作業台車・摘果剤、防除作業にトラクタ連結式防除機、除草作業に自動草刈機を導入することで大幅な省力化・軽労化が可能



省力樹形への転換



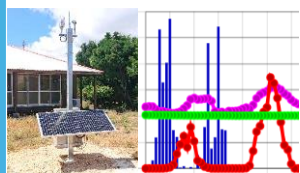
高所作業台車を
利用した摘果作業



自動草刈機

畑作物の例

- 夏季におけるさとうきびの主要な作業はかん水作業
- かんがい未整備地区では、大型トラック等による散水が行われているが、微気象観測システムによる土壌水分やさとうきびの水ストレス状況を把握し、リモートによるかん水作業を行うことにより、省力化・かん水量の低減が可能



微気象観測システム
によるデータ収集



遠隔操作による
かん水ポンプの起動

露地野菜（キャベツ）の例

- 夏季の作業は、除草や防除、収穫
- ドローンの導入による除草・防除等の省力化や、収穫機の導入による収穫作業時間の削減により、夏季の暑い時間の作業を削減



ドローンサービス
による防除



収穫機

施設園芸（トマト）の例

- 夏季における施設園芸の主要な作業は、吊り下ろし作業、農薬散布、葉かき、摘果、収穫作業等
- ヒートポンプ等を複合環境制御装置でコントロールしたり、ハウスの嵩上げや遮光剤の塗布によりハウス内の温度を低下



ドローンサービスに
よる遮光剤の塗布

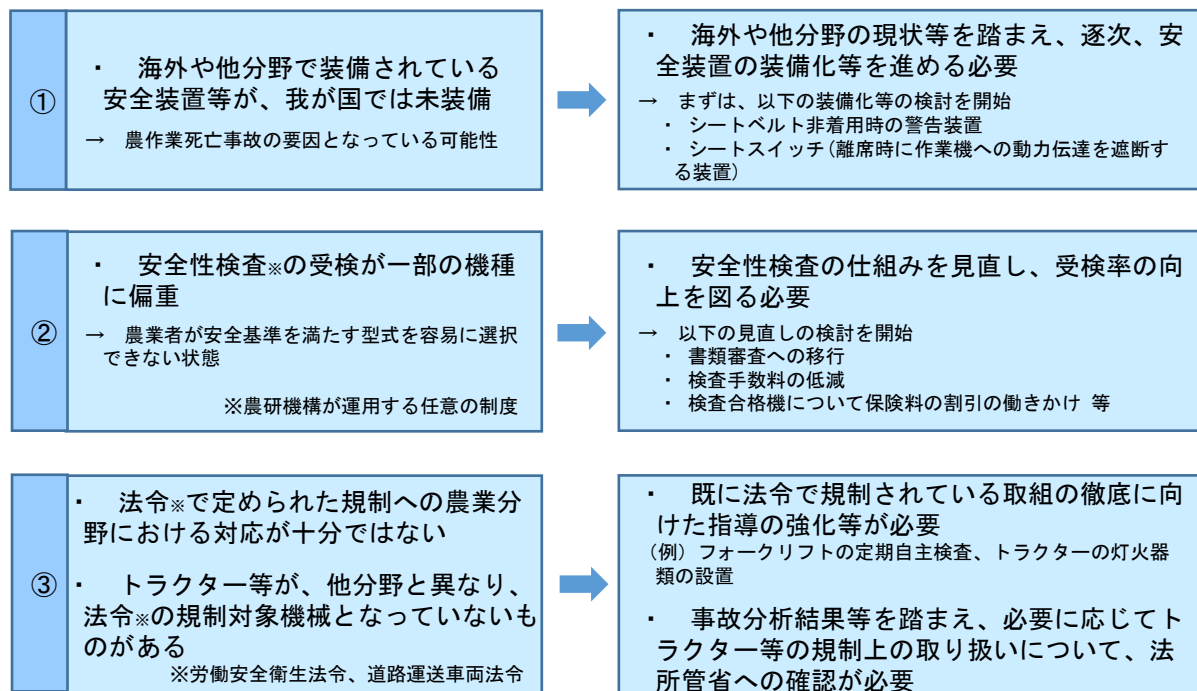


高軒高ハウス

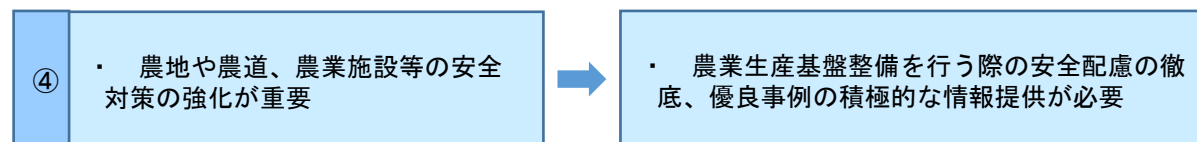
農業は毎年300件前後の死亡事故が発生。就業人口10万人当たりの死者数も増加傾向にあり、他産業との差は拡大している。労働安全が未だ十分に確保されていない状況に、農業関係者は強い危機感を抱くべきであり、農作業安全対策を幅広い観点から更に積極的に展開すべき。

農作業環境の安全対策の強化

【農業機械の安全対策の強化】

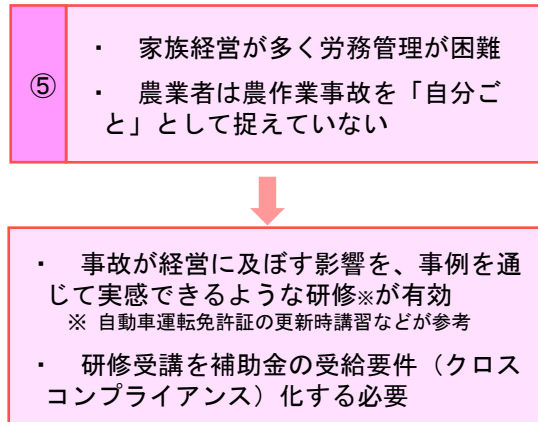


【農地、農道、農業施設等の安全対策の強化】

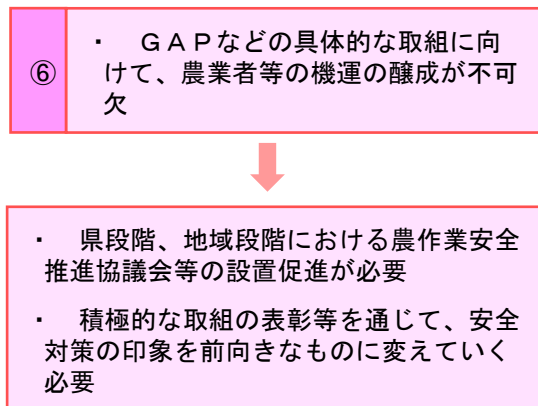


農業者の安全意識の向上

【研修体制の強化】



【現場の取組の活性化】



I はじめに

II 農作業環境の安全対策の強化

1 農業機械の安全対策の強化

（１）農業機械の安全性能の強化

（２）安全性検査制度の見直し

（３）法令で定められた対応の徹底

（４）法令における農業機械の位置づけの確認

2 農地、農道、農業施設等の安全対策の強化

（１）農地、農道の安全対策

（２）農業施設等における安全対策

III 農業者の安全意識の向上

1 研修体制の強化

（１）事故事例に関する研修の充実・強化

（２）クロスコンプライアンスを通じた受講の徹底

2 農作業安全に向けた現場の取組の活性化

（１）農作業安全推進協議会等の設置推進

（２）農業者の積極的な取組紹介の強化

新しい安全性検査制度の進捗状況

- 農作業環境の安全対策の強化として、安全な農業機械の農業現場への導入を進めるため、農林水産省では、農業機械製造事業者等に対し、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構（以下「農研機構」という）が実施する農業機械の安全性検査（以下「安全性検査」という）の基準に準拠した農業機械の開発及び安全性検査の受検を促してきたところ。
- 農作業安全検討会中間とりまとめを踏まえ、安全性検査制度を見直し、令和7年4月から新たな制度がスタート。主な変更点としては、書面審査や企業内立ち合い検査等を導入することにより受検しやすさを向上すると共に、海外や他分野で装備されている安全装置の装備が新たな基準に導入された。
- 農林水産省においても、令和7年度より補助導入機を安全性検査に合格したものの中から選定する運用を開始。

<対象機種>

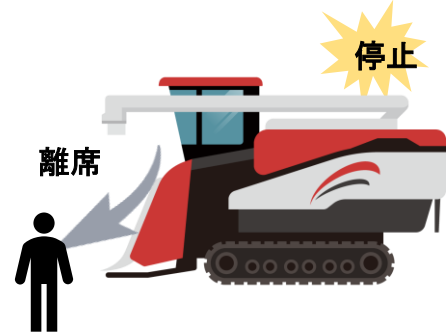
農用トラクター（乗用型／歩行型）、田植機（乗用型）、コンバイン（自脱型）、乾燥機（穀物用循環型）

<新たな安全性検査基準の主な強化点>

- 乗用型トラクター
 - ・ シートベルトリマインダー
（シートベルト未着用時に視覚及び聴覚により警報）
 - ・ PTOインターロック
（車両が停止している際の離席によりPTO軸への動力を7秒以内に遮断）
- 自脱型コンバイン、乗用型田植機
 - ・ 作用部インターロック ※2027年基準から採用

自脱型コンバインの安全装置イメージ

- 作用部インターロック**
停車中に刈取部等の作用部を駆動した状態で運転者が離席した場合、7秒以内に刈取部等の作用部への動力を遮断
- ※ EU規制の乗用型トラクターマザーレギュレーションを参考に、自脱型コンバインでも7秒に設定
※ 実機では3～6秒程度で停止に至っている



<受検状況>

新たな安全性検査制度の下、順次合格機が公表されています。
※農用トラクター(乗用型):43型式、
農用トラクター(歩行型):3型式
コンバイン(自脱型):11型式
乾燥機(穀物循環型):7型式 （令和8年6月末日時点）

農用トラクタ(乗用型)、コンバイン(自脱型)合格機の例



新しい安全性検査制度の今後

- 令和7年4月より、農用トラクター（乗用型）等5機種を対象として、新基準での安全性検査を開始した。
- 農用トラクター（歩行型）、コンバイン（自脱型）、田植機（乗用型）は、令和9年度に新たな検査基準を適用。
※これらの検査基準は、令和8年度までは任意適用。
- スピードスプレーヤー、農用運搬車、農用高所作業機については、対象機種への追加に向けた対応を継続。

機 種	～令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度～
農用トラクター（乗用型）		新基準 （シートベルトリマインダ、PTOインターロック等の追加）			
農用トラクター（歩行型）		新基準 （自動速度けん制装置等の追加）			
コンバイン（自脱型）		新基準 （作用部インターロック等の追加）			
田植機（乗用型）		新基準 （作用部インターロック等の追加）			
乾燥機（穀物用循環型）		新基準 （昇降用はしごの構造要件等の追加）			
スピードスプレーヤー	旧 基準 合格証の貼付は令和9年度まで				新基準 ※令和10年度の運用開始を目指す
上記以外の機種					農用運搬車と農用高所作業機は、安全性検査の対象機種への追加に向けて、農業機械の安全性能アセスメント事業の結果を踏まえ、基準策定に向けた検討準備を進めていく。 一般性能試験（旧基準等に基づき安全装備の状況を確認） 確認済みの機種はJ A 共済連のHPで公表。 ただし、J A 自動車共済の農業用安全自動車割引が適用される型式に限る。

※1 令和7年度から新基準を適用となった5機種について、令和9年度以降に適用される基準についても前倒し受検可能。
※2 安全性検査合格証の機体への貼付は、受検後の安全性検査基準の変更日を起点とし、新たな基準変更年度から起算して3年度を限度とする。

(参考) 第6回安全性検査基準検討部会スピードスプレー分科会における検討

- 転落・転倒事故や挟まれ事故が多く発生しており、安全装備検査基準の十分な検討が必要なスピードスプレー（以下「SS」という。）については、農作業安全検討会の下に安全性検査基準検討部会SS分科会（以下「SS分科会」という。）を設置して、具体的な対応を検討中。

安全性検査基準検討部会スピードスプレー分科会 開催要領

令和4年1月
令和7年9月改訂
農林水産省

1 趣旨

農作業安全検討会において令和3年5月にとりまとめられた「農作業安全対策の強化に向けて（中間とりまとめ）」（以下「中間とりまとめ」という。）を踏まえ、「農作業安全検討会 開催要領」2の（3）の規定に基づき、「安全性検査基準検討部会スピードスプレー分科会」（以下「分科会」という。）を設置し、（国研）農業・食品産業技術総合研究機構が実施する安全性検査における基準の見直しに向けて、スピードスプレーが具備すべき安全性能に関する検討を行うこととする。

2 構成

- （1）分科会は別紙に掲げる委員をもって構成する。
- （2）分科会は、必要と認めるときは、委員以外の者から意見を聴くことができるものとする。

3 運営

- （1）分科会の議事並びに議事録及び資料は、非公開とする。
- （2）分科会における検討結果等は、農作業安全検討会に報告するものとする。

安全性検査基準検討部会スピードスプレー分科会 委員名簿 （令和7年9月時点）

川口 尚	（一社）日本農業機械工業会 常務理事
齋藤 剛	（独）労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所 新技術安全研究グループ 部長
清水 一史	（国研）農研機構 農業機械研究部門 安全検査部 部長
手島 司	（国研）農研機構 農業機械研究部門 安全検査部 安全評価グループ長
藤盛 隆志	（一社）日本農業機械化協会 専務理事
宮原 一昭	（株）やまびこ 製品開発本部 開発第四部 開発第三課 主査
山口 弘樹	（株）ショーシン 技術部 次長
湯浅 一康	（株）丸山製作所 品質ものづくり統括部 技術課長

（オブザーバー）
経済産業省 製造産業局 産業機械課

（敬称略、50音順）

スピードスプレヤー（SS）の安全対策の検討状況

- 令和8年1月に第6回SS分科会を開催し、累次の分科会で定めた「転落・転倒」「挟まれ」対策の安全対策骨子をもとに、SS安全基準策定方針について議論し、固定式ROPS*を標準装備とすること等を合意。
- また、令和8年度中に新基準を策定し、令和10年4月に新基準による安全性検査を開始することを合意。
- 「転落・転倒」対策の SS用ROPSの強度試験については、令和8年度上半期までの方法・基準確立に向け、メーカーと情報共有を行いつつ、農研機構が検証試験を進めているところ。
- 「挟まれ」について、安全性検査の基準となる具体的な対策（実効性のある挟まれ対策）の素案を、メーカー各社が農研機構に示し、現在、基準化に向けて検討を進めているところ。

*ROPS (Roll-Over Protective Structure) は、転倒時に運転者を保護する安全フレーム等からなる構造である。固定式ROPSは安全フレームが常時保護位置にあるもの、可倒式ROPSは安全フレームを後方などに倒すことが可能なものであり、保護機能を発揮するには所定の保護位置に立てる必要がある。

これまでのSS分科会で定められた「転落・転倒」安全対策骨子

トラクターのROPS強度試験をベースとした、SSのROPS（安全キャブ・フレーム）強度試験に適合するROPS及びシートベルト（シートベルトリマインダー含む）を装備するという考え方を安全装備検査基準に盛り込む。

「挟まれ」安全対策骨子

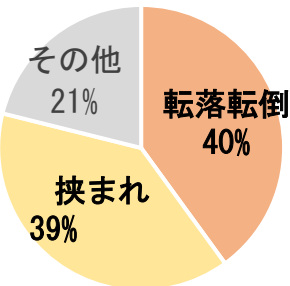
取扱説明書等で使用者に対して、作業道における安全に作業可能な枝下の高さや幅や枝下の空間条件等（以下「枝下空間条件」という。）を提示する、との考え方を安全装備検査基準に盛り込む。

当該型式が規定する枝下空間条件を満たさない位置にある枝等によって運転者に危害が及ばない構造であること、との考え方を安全装備検査基準に盛り込む。

第6回SS分科会で合意されたSS安全基準策定方針

- ① 標準装備は固定式ROPSとして、部品点数が多くなる可倒式ROPSを追加オプション(有料)として選択できる仕様とする。
- ② 可倒式ROPSを倒している状態では道路走行用のギアに入らない等の仕様とする（少なくとも道路走行時はROPSを立てる）。
- ③ 実効性のある挟まれ対策を講じる
（対策内容についてはメーカー各社が個別に農機研と議論する）。
- ④ 将来的には、固定式ROPS又は無人運転SSを基準化することとし、R9-11の基準化後にメーカーとの議論を再開する。

SSにおける死亡事故の原因



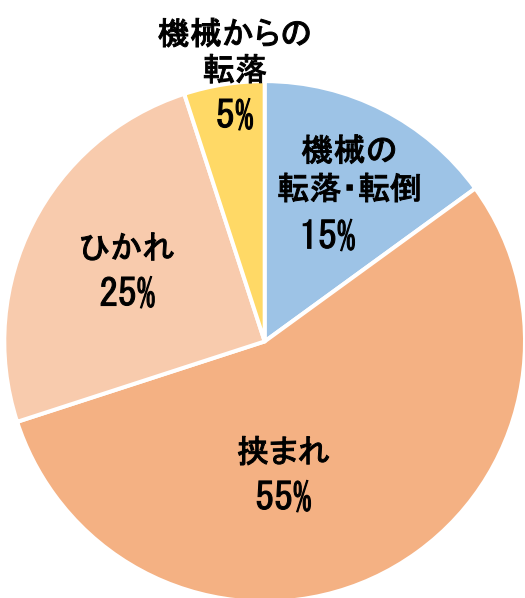
農林水産省：
「農作業死亡事故調査」

令和8年度中に新基準を策定、令和10年4月に新基準による安全性検査を開始

製品アセスメント（農用運搬車、農用高所作業機）の実施状況

- 累次の農作業安全検討会での議論により、検査実績が十分ではない機種は、安全性能を評価及び公表する製品アセスメントを行い、市販機種の安全水準を関係者に広く明らかにした上で、安全性検査対象機種への移行を進めることとされている。
- 令和4～5年度は農用運搬車を対象に製品アセスメントを実施し、令和6年度より農用高所作業機に着手。令和7年度は、農用高所作業機の実機を用いた各種試験を実施した。

農用高所作業機にかかる
農作業死亡事故の割合



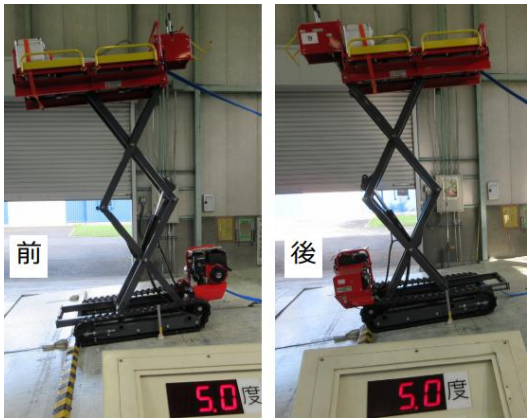
農作業死亡事故調査（農水省）データを基に集計
平成25～令和4年、n=20

リスクアセスメントにおける主な評価項目（令和6年度策定）

機械の転落・転倒対策	安定角・分担荷重測定試験（傾斜時の安定性）
挟まれ・ひかれ対策	歩行後進運転時の安全装置（緊急停止ボタン等）
機械からの転落	転落防止の安全装置（墜落制止用器具、ガードレール等）
	作業台の挙動確認（昇降・旋回速度等）

16型式^{※1}でリスクアセスメントを実施したところ、多くの型式で基準^{※2}を満たさない安全装備が確認された

※1：垂直昇降型5、ブーム型11
※2：「農業機械安全装備検査－2019年基準－」



垂直昇降型農用高所作業機の安定角試験イメージ

令和8年度から安全性検査基準策定に向けた検討を開始

※農用運搬車は令和7年度から令和6年度までの安全装備検査2019年基準をベースに安全性検査基準策定に着手している

I はじめに

II 農作業環境の安全対策の強化

- 1 農業機械の安全対策の強化
 - （１）農業機械の安全性能の強化
 - （２）安全性検査制度の見直し
 - （３）法令で定められた対応の徹底**
 - （４）法令における農業機械の位置づけの確認**
- 2 農地、農道、農業施設等の安全対策の強化
 - （１）農地、農道の安全対策
 - （２）農業施設等における安全対策

III 農業者の安全意識の向上

- 1 研修体制の強化
 - （１）事故事例に関する研修の充実・強化
 - （２）クロスコンプライアンスを通じた受講の徹底
- 2 農作業安全に向けた現場の取組の活性化
 - （１）農作業安全推進協議会等の設置推進
 - （２）農業者の積極的な取組紹介の強化

労働安全衛生法令における農業機械の扱い

- 「中間とりまとめ」では、現行の労働安全衛生法令において農業機械に個別の規定が設けられていないことから、事故の発生状況等を分析し、規制上の取り扱いについて確認すべきと整理された。
- 農業の労災事故による死亡者は概ね10人台で推移し、このうち自走可能な農業機械による死亡災害は毎年発生しているなど農業機械の事故実態を踏まえ、令和6年2月より、厚生労働省において、農業関係者等を参集して農業機械の規制の必要性等を検討する「農業機械の安全対策に関する検討会」が行われているところ。
- 同検討会において、今後、労働安全衛生法令による規制の対象となる農業機械や規制の水準等について、検討が進められる予定。

農業機械の安全対策に関する検討会 開催要綱（抜粋）

1 趣 旨

農業における労働災害は増加傾向にあり、令和4年の休業4日以上死傷災害は1,461人となっている。また、死亡災害については、近年、10人程度～20人程度で推移しているものの、労働者10万人あたりの死者数は全産業計の2倍を上回っている。

死亡災害の内訳を見ると、労働安全衛生法令において規制されていない自走可能な農業機械（以下「車両系農業機械」という。）による災害も毎年発生している状況にある。

また、農業においては、農業経営体数は年々減少しているものの法人経営体数は着実に増加しており、農業労働者は増加傾向にある。

さらに、農林水産省が開催している「農作業安全検討会」（令和3年2月25日～）の「農作業安全対策の強化に向けて中間とりまとめ」（令和3年5月）では、車両系農業機械や農業機械作業の安全性の確保が指摘されている。

このようなことから、農業における労働災害の減少を図るため、標記検討会を開催し、車両系農業機械に係る安全対策等について検討を行うこととする。

2 検討事項

- （1）車両系農業機械の規制の必要性
- （2）車両系農業機械の具体的な安全対策
- （3）その他

検討会におけるこれまでの検討経過

第1回（令和6年2月）

- ・ 農業における労働災害等の状況
- ・ 農業機械の流通状況
- ・ 今後の議論の進め方等について

第2～4回（令和6年3～6月）

- ・ 農業機械メーカー、農業法人経営者、農業従事者ヒアリング
（農業機械の使用実態、安全対策等）
- ・ 農研機構における安全性検査制度の概要

第5～7回（令和6年8～11月）

- ・ 関係機関の農作業安全に係る取組紹介
- ・ 今後の検討の進め方等

農業機械に係る安全教育体制の強化

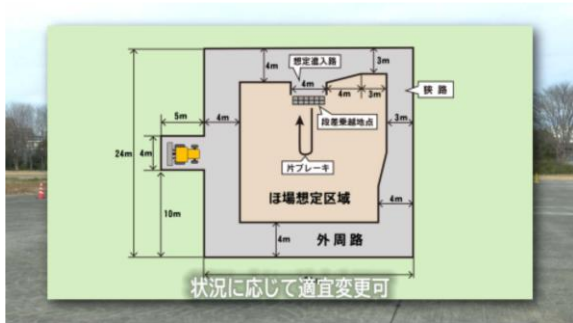
- 厚生労働省において「農業機械の安全対策に関する検討会」が開催され、**農林水産省としても農業機械による事故の低減に向けて、安全教育体制の強化**が必要という認識の下、補助事業により農業機械に係る農作業事故防止の為の安全教育体制の整備を推進。
- 農業機械関係団体、農業者団体、農業機械メーカー等によるコンソーシアムを形成し、**座学・実技教育のカリキュラム作成**や**講師育成**に取り組んだ。

農業機械の安全教育実施体制の強化の取組状況

- 1 教育カリキュラム・テキストの策定
 - 農業機械の学識者や安全衛生の有識者等も参集する検討会を開催し、教育カリキュラムやそれに基づく講師養成テキストの内容を検討。
 - 教育カリキュラムに基づき、コンソーシアムメンバーの農業機械メーカーにおいて、実技教育の試行を実施し、実技内容を確認・評価。
- 2 オンライン安全教育実施体制整備
 - 既存のオンライン安全教育システムについて、ヒアリング調査の上、農業機械の安全教育に係るシステムを構築。
- 3 安全教育の講師育成
 - 1で策定した教育カリキュラム案、講師養成テキスト案を基に、講師を育成。



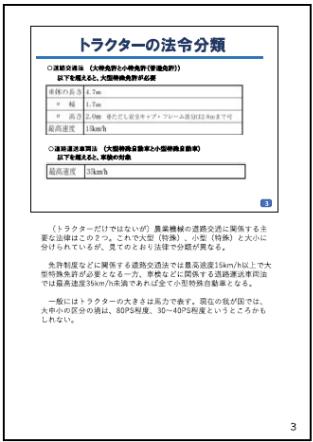
トラクターの実技試行を実施



講師が実技教育を行う際の指導法につき、動画を作成



テキストを作成し、講師を育成



農業者教育用スライドを作成



労働安全衛生法令の改正

- 近年の労働災害発生状況等の背景を踏まえ、多様な人材が安全に、かつ安心して働き続けられる職場環境の整備を推進するため、個人事業者等に対する安全衛生対策の推進等の措置を行う改正労働安全衛生法（以下「改正安衛法」という。）が令和7年5月に成立。
- 改正安衛法に基づき、令和9年4月より労働者と同じ場所において作業する個人事業者等に対しても、危険・有害な業務に就く際の安全衛生教育の受講等が義務付けられることから、関係団体と連携して、周知に取り組む。

改正安衛法における個人事業者等自身の義務（R9.4.1施行）

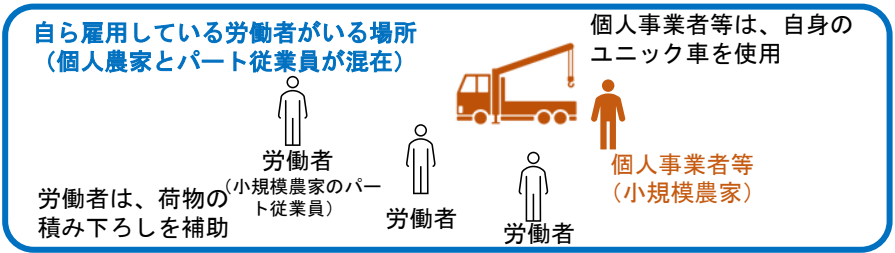
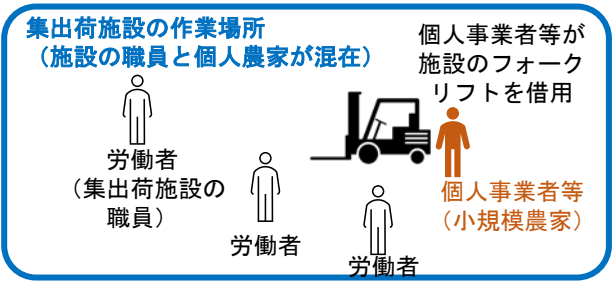
個人事業者等（注）自身に対して、労働者と同じ場所において作業を行う場合に、

- ① 構造規格や安全装置を具備しない機械などの使用の禁止
- ② 特定の機械などに対する 定期自主検査 の実施
- ③ 危険・有害な業務に就く際の 安全衛生教育の受講 等を義務づけ

（注）個人事業者のほか中小事業者の代表者又は役員も対象。
例えば、個人経営体農家がパート従業員を臨時雇いした場合でも、安衛法上は「事業者」となる。

農業分野において想定されるケース

- （ケース1）
集出荷施設において、個人事業者等（小規模農家等）が施設の労働者が働いている場所で最大荷重1トン未満のフォークリフトを使用して農作物を納品する場合
- （ケース2）
個人事業者等（小規模農家等）が、自ら雇用している労働者がいる場所での荷物の積み下ろしにつり上げ荷重1トン未満の移動式クレーン（ユニック車等）を使用している場合
（※）肥料等農業資材や収穫物等



- 改正安衛法でのルール**
- ・ 個人事業者等は、特別教育を受講する必要。
 - ・ 個人事業者等は、構造規格や定期自主検査が適正に実施されている安全なフォークリフトを使用する必要。

- 改正安衛法でのルール**
- ・ 個人事業者等は、クレーンの使用と付随業務となる玉掛の業務についても特別教育を受講する必要。
 - ・ 個人事業者等は、構造規格や定期自主検査が適正に実施されている安全なクレーンを使用する必要。

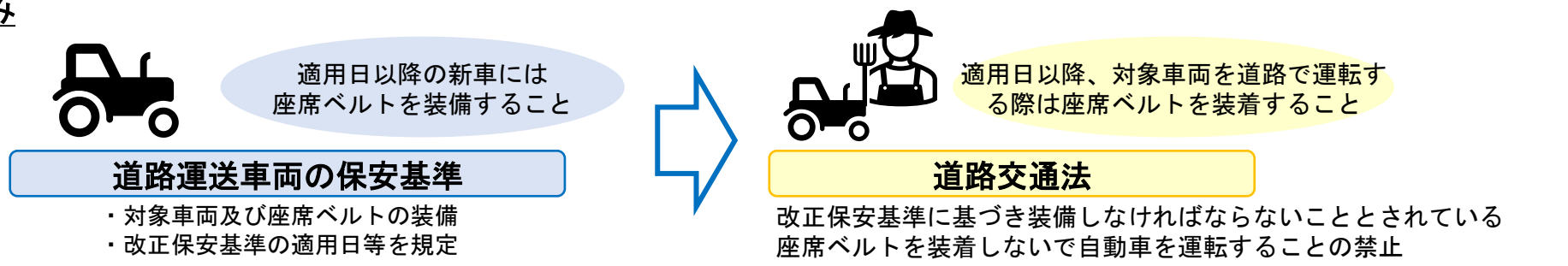
※ フォークリフト、クレーン、玉掛の業務について、使用する機械の最大荷重によって規定されている構造要件や検査、受講すべき安全衛生教育（技能講習・特別教育等）が異なり、取り扱う機械によっては、改正前の安衛法においても個人事業主を含む全ての従事者が免許取得・技能講習受講が必要があるものもある。

※ ここで示した「個人事業者等自身の義務」は、改正の一例であり、その他の改正の概要は次項を参照。今後、厚生労働省において施行に向け、関係省令等の労働政策審議会安全衛生分科会での審議、施行通達等の準備を行う予定。

道路運送車両法令・道路交通法令関係

○ 農耕作業用特殊車の死亡事故は転倒・転落によるものが多く、特に乗用型トラクタの死亡事故が多い状況から、令和6年8月の本検討会において座席ベルト義務化の必要性が確認された。これを受け、国土交通省は車両安全対策検討会（令和7年3月開催）において、農耕トラクタへの座席ベルト装備の義務化を提案し、**令和7年6月に改正保安基準が公布**された。基準適用日（令和9年1月1日）以降に生産された新車※（以下「対象車両」という。）が対象となることから、現在、農林水産省においても、**基準適用日に向けて農業現場への周知を進めているところ**。

制度のしくみ



対象車両であることが判断できるよう、目印を措置

外観からの視認

ステッカーはボンネットの左右の側面に1枚ずつ貼付。ただし、構造上、両側面に貼付することが困難な場合は、貼付可能な側面に1枚のみを貼付とすることが可能。

▼ステッカーデザイン（横型／縦型）
面積目安：3,000mm²以上

座席ベルト着用義務車

座席ベルト着用義務車

対象車種であることの判断

銘板に「製造年」または「座席ベルト着用義務車」の項目を追加、もしくは、銘板付近に「製造年」または「座席ベルト着用義務車」の別シールを貼付。

▼銘板付近の対応イメージ（項目追加型／別貼付型）

農業機械の種類	
型	式名
区	分
発	売元
製	造会社
製	造番号
座席ベルト着用義務車	

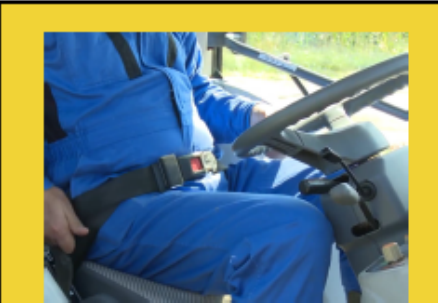
農業機械の種類	
型	式名
区	分
発	売元
製	造会社
製	造番号
座席ベルト着用義務車	

○○○○年製造
または
座席ベルト着用義務車
等を示す。

(参考) シートベルト着用義務化に伴う周知資材

おもて

シートベルト着用義務化




道路運送車両の保安基準改正^(※)により、乗用型トラクタで道路を走行する際には、シートベルト着用が義務化されます。 令和7年6月17日公布

義務化はいつから? 令和9年1月1日 からです。

どのトラクタが対象? 令和9年1月1日以降に製造された座席を有するトラクタは、大型特殊自動車・小型特殊自動車に限らず対象車となります。

対象のトラクタには、ボンネット側面に座席ベルト着用義務車を示すステッカーが貼付されます。

※ステッカーのイメージ




違反した場合は? シートベルトの着用義務違反として、点数1点が付されます。

裏面へ

農林水産省

うら

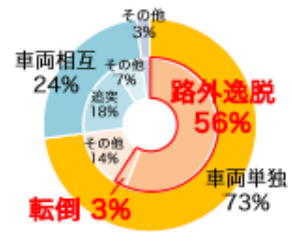
シートベルトを締めましょう！

シートベルト着用は、トラクタの死亡事故率低下に有効です

トラクタの交通事故の特徴

農耕作業用特殊車の死亡事故は車両単独による路外逸脱・転倒が多く、特に乗用型トラクタの死亡事故が多い状況。

農耕作業用特殊車における死亡事故類型別割合



【トラクタでの道路走行時の危険因子】

- ・ 左右独立ブレーキの磨耗による片ブレーキでの予期しない旋回
- ・ 作業機による車幅の変化や重心の変化
- ・ 凸凹道や狭路等、不安定な道路の走行

路外逸脱や転倒の可能性

車体から投げ出される、車体の下敷きになる等により死亡・重傷の恐れ



シートベルトの効果

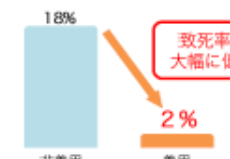
乗用型トラクタの路外逸脱・転倒事故における死亡・重傷リスクに対し、シートベルトを安全キャブ・フレームとセットで使うことが重要！



シートベルトで身体を安全域内に固定
安全域をしっかりと立てて安全域を確保

シートベルトを着用することで安全キャブ・フレームによりつくられる安全域にとどまることができ、トラクターの下敷きになることを防ぐことができます。

農耕作業用特殊車における事故時のシートベルト着用状況別致死率



致死率が大幅に低減

参考情報

農林水産省ホームページもご覧ください。

シートベルト着用義務化について



（乗用）シートベルトしてありますか



(参考) その他、広くシートベルト着用実施を促す啓発資料

○ 農作業安全ポスターによる啓発(農林水産大臣賞受賞作品ポスター)

[令和7年度]



[令和6年度]



[令和5年度]



○ 農作業安全研修及び資料による働きかけ

[農業機械作業研修資料]

対策

☒ 環境整備・安全装備はしっかりしてますか?

- 事前に危険箇所を確認し、障害物の除去等を行いましょう。
- トラクターに乗る時はヘルメット・シートベルトを装着しましょう。
- トラクターは安全フレーム (もしくは安全キャブ) が装着されたものを使用しましょう。
安全フレームは折りたたまず、しっかり立てた状態で走行しましょう。

☒ ヘルメット
☒ シートベルト
シートベルト・ヘルメットの着用

☒ 安全フレーム
安全フレーム付きトラクターの利用

○ 動画による啓発

(一社)日本農業機械化協会作成動画
「シートベルトしてますか」



I はじめに

II 農作業環境の安全対策の強化

- 1 農業機械の安全対策の強化
 - （１）農業機械の安全性能の強化
 - （２）安全性検査制度の見直し
 - （３）法令で定められた対応の徹底
 - （４）法令における農業機械の位置づけの確認
- 2 農地、農道、農業施設等の安全対策の強化
 - （１）農地、農道の安全対策**
 - （２）農業施設等における安全対策

III 農業者の安全意識の向上

- 1 研修体制の強化
 - （１）事故事例に関する研修の充実・強化
 - （２）クロスコンプライアンスを通じた受講の徹底
- 2 農作業安全に向けた現場の取組の活性化
 - （１）農作業安全推進協議会等の設置推進
 - （２）農業者の積極的な取組紹介の強化

農業生産基盤整備を行う際の安全配慮の徹底について

- 令和8年4月に土地改良事業設計指針「ほ場整備」※を新たに制定し、ほ場整備における農作業の安全性向上に資する整備について記載した。各地方農政局及び都道府県に対して制定された旨を通知するとともに、省HPにも掲載。

※ 水田（畑利用も含む）のほ場整備の設計を行うために必要な調査、設計及び施工についての手法や、配慮すべき事項を取りまとめた参考資料。

設計指針「ほ場整備」のポイント

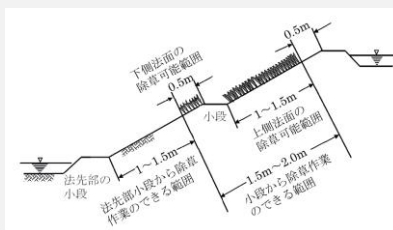
- ① 1 ha以上の大区画化整備
- ② スマート農業の導入に資する整備

- ③ 維持管理の省力化に資する整備
- ④ 農作業時の安全性向上に資する整備
- ⑤ その他、近年の情勢変化に対応した整備

④ 農作業時の安全性向上に資する整備

1 転落防止等のための法面への小段設置

- ・草刈り作業時の足場確保や転落防止等のため、法面に小段を設置



2 転落・事故防止のための農道・進入路の設計

●農道

- ・大型農業機械や自動走行農機の走行を考慮した幅員、舗装工法を選定

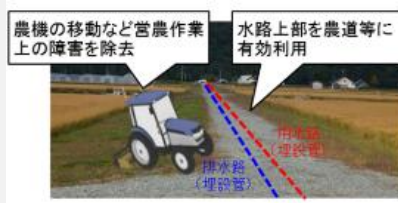
●進入路

- ・高低差は1 m未満が望ましい
- ・道路接続部に、視認性の確保、スロープでの停止の回避、方向転換時の安全性向上のため、水平部分や隅切りを設置



3 用排水路の暗渠化・管水路化

- ・安全性確保等の観点から、用排水路の構造は、周囲の環境等を踏まえつつ暗渠・管水路を基本に検討。



4 リモコン草刈機等の導入に資する法面の緩傾斜化

草刈り機での法面への立ち入りをなくすよう、リモコン草刈機等の導入も検討。

- ・一般的なりモコン草刈機の最大傾斜角度は35°～45°であるが、安全かつ効率的に作業を行うには、最大傾斜角度から5°～10° 緩い傾斜で整備する必要。
- ・ロボット草刈機の導入には、更なる緩傾斜化が必要。



I はじめに

II 農作業環境の安全対策の強化

- 1 農業機械の安全対策の強化
 - （１）農業機械の安全性能の強化
 - （２）安全性検査制度の見直し
 - （３）法令で定められた対応の徹底
 - （４）法令における農業機械の位置づけの確認
- 2 農地、農道、農業施設等の安全対策の強化
 - （１）農地、農道の安全対策
 - （２）農業施設等における安全対策

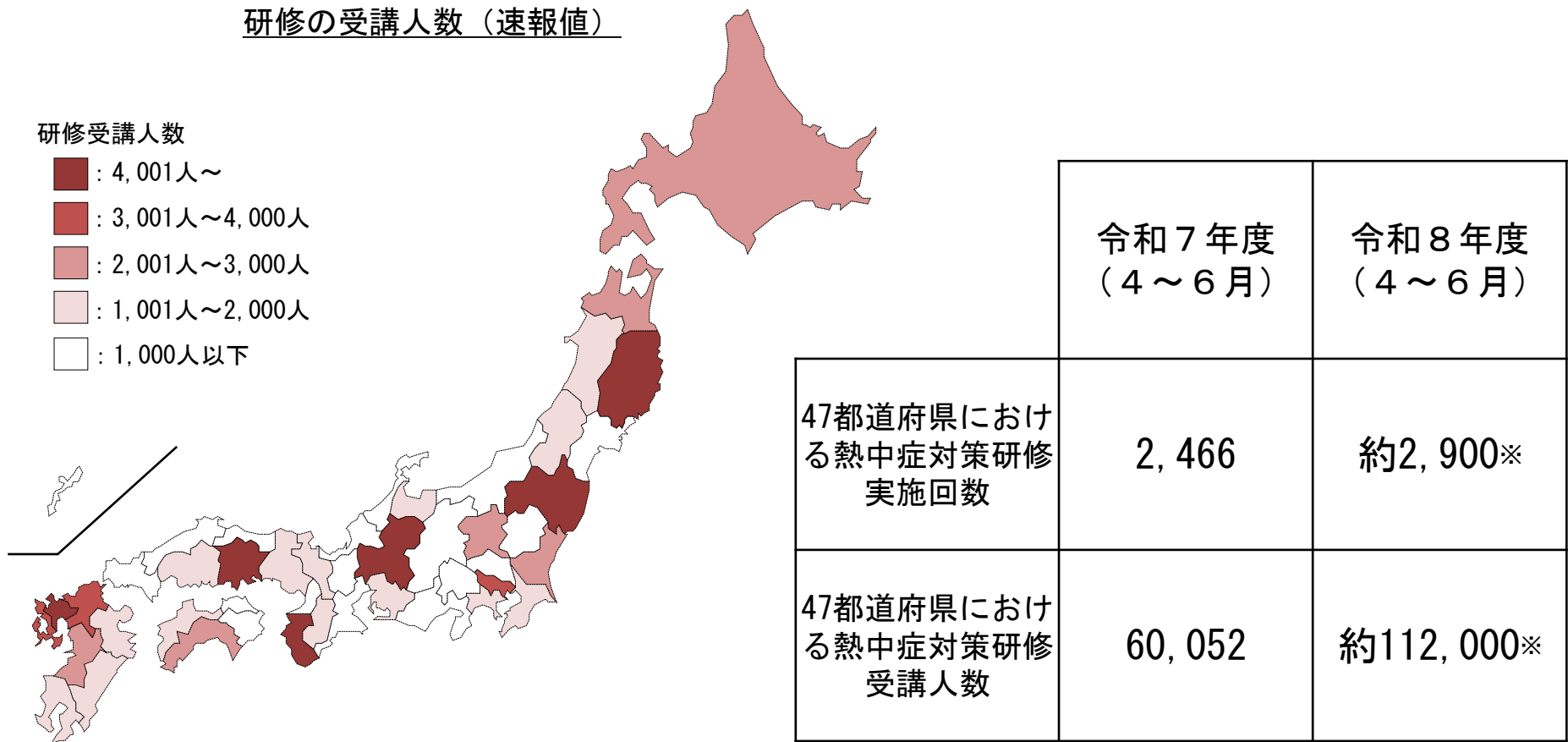
III 農業者の安全意識の向上

- 1 研修体制の強化
 - （１）**事故事例に関する研修の充実・強化**
 - （２）**クロスコンプライアンスを通じた受講の徹底**
- 2 農作業安全に向けた現場の取組の活性化
 - （１）**農作業安全推進協議会等の設置促進**
 - （２）**農業者の積極的な取組紹介の強化**

令和 8 年度における熱中症対策研修受講人数（6 月末の報告）

- 令和 8 年度の熱中症等対策研修強化期間（4～6 月）における熱中症対策研修の受講人数は約112,000人。前年度（令和 7 年度）の同時期の実績から約 2 倍に増加。
- 実施回数は約2,900回。前年度（令和 7 年度）の実績から約400回増加。

研修の受講人数（速報値）



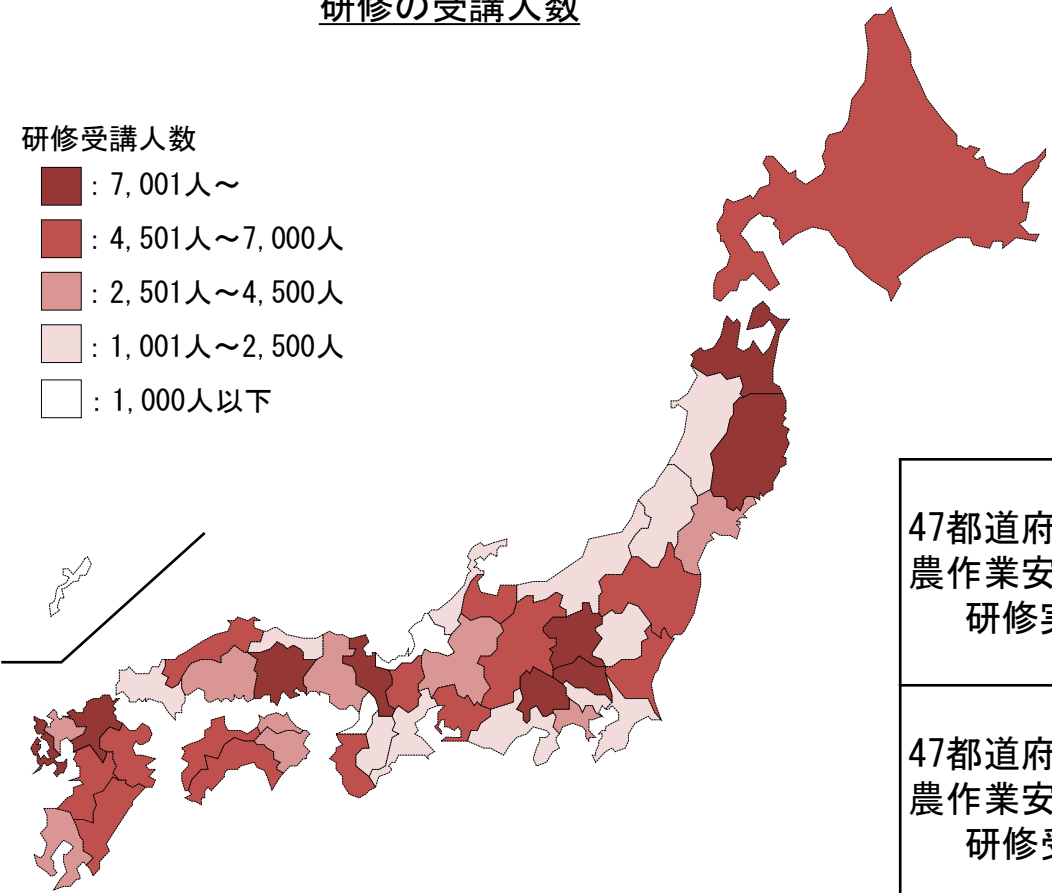
※ 令和 8 年 7 月 14 日時点で報告を受けた速報値

令和7年度における農作業安全に関する研修実施状況

- 令和7年度の農作業安全に関する研修の受講人数は233,312人。前年度（令和6年度）の実績から約1.4倍に拡大。
- 実施回数は7,491回。前年度（令和6年度）の実績から約1.7倍に拡大。

研修の受講人数

研修受講人数



	令和6年度	令和7年度
47都道府県における農作業安全に関する研修実施回数	4,437	7,491
47都道府県における農作業安全に関する研修受講人数	170,350	233,312

農作業安全に関する表彰制度の創設

- 農作業安全に関する優良事例等の横展開を促すとともに、農作業安全に対する意識や活動を前向きで明るいものに変えていくことを目的に、令和7年度に農作業安全表彰を創設。
- 表彰受賞事例以外の事例も含め優良な事例については、現場の取組の参考としてもらうため、地方自治体等を通じて展開。

（農産局長賞受賞者）

新潟県立村上桜ヶ丘高校

〔新潟県〕

- ・ 学生主体で取り組む「農作業事故ゼロプロジェクト」にて、シートベルトの着用や熱中症に関するアンケート調査を実施し、事故実態や課題を研究成果としてセミナー等で発信
- ・ 夏場の作業の危険性を直接訴えるため、地域のJAとともに、熱中症パトロールを実施。
- ・ 研究成果を踏まえ、トラクターのシートベルト着用促進、また熱中症対策に関するポスターを作成し、注意喚起を図る。



アンケート調査を実施する様子

シートベルトポスター

（最終選考候補者）

JA新はこだて・ホクレン函館支所

〔北海道〕

農作業安全研修を受けた青年部組織が自分事として捉え、農作業安全宣言の作成、対話型グループワークの実施。オホーツク網走青年部と連携し、農作業初心者向けの啓発動画を作成・共有・活用するなど、農作業事故ゼロに向けて取り組む体制の構築。



山梨県農作業安全推進会議

〔山梨県〕

果樹での昇降機による事故が続発したため、果実袋へ啓発文「要注意！！リフト移動、機械操作」などを印字し配布。その他、VR/対話型研修、公用車で巡回放送、ラジオ等を組み合わせて啓発。



片山安全コンサルタント合同会社

〔富山県〕

労働安全コンサルタントとして、依頼を受けて全国各地で農業機械の点検整備・安全知識を座学と実機で学ぶ研修を実施。オリジナルの安全研修テキストを作成し、自身のHPで掲載。



ヒヤリハットの共有事例

- 農作業安全表彰の応募団体において、社内や地域の農業者間で、事故のヒヤリハットを共有する取組を実施している団体が複数あったところ。
- こういった優良事例を横展開することで、農業者の安全意識の向上を図る。

事故経験の共有を通じて 「自分事」の安全意識を醸成

[宮城県]

実施主体：ベジエイト株式会社

- ・ 事故経験者による座談会を開催し、事故発生の経緯や原因、再発防止策を参加者同士で共有するとともに、対話を通じて経験を教訓化し、安全を「自分事」として考える意識を醸成。
- ・ 毎月の安全衛生委員会で現場の気づきや危険箇所を共有し、改善策を検討している。決定事項は朝礼や社内報で全従業員へ展開し、情報共有を徹底。



女性同士のヒヤリハット共有を 通じた地域ぐるみの安全活動

[青森県]

実施主体：カッチャレンジャー

- ・ 総会等で会員のヒヤリハット体験や県内の農作業事故事例を共有し、危険要因や対策について話し合いを実施。実体験に基づく学びを通じて、安全対策に関する知識や技術の向上を図る。
- ・ また、会員が日常的に家族や所属グループ、近所の人を案じて農作業安全を呼びかけるようになり、安全意識の地域への波及につながっている。



熱中症等対策研修強化期間の設定

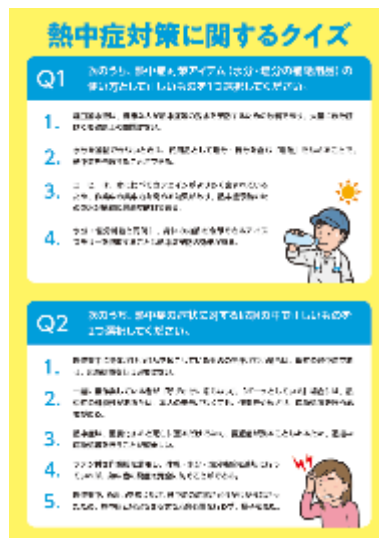
熱中症等対策研修強化期間： **4月1日～6月30日**

※前年より1カ月前倒し

【主な研修内容】

- ① 熱中症対策アイテムの活用
- ② 夏季の農作業（草刈、高所作業等）のリスク解説
- ③ ホワイト生産方式の紹介
- ④ 熱中症発症時の対応

などを専用テキスト等を用いて研修



研修テキスト

夏の熱中症等対策声かけ期間の新設

熱中症等対策声かけ期間： **7月1日～9月30日**

【今夏のキャッチフレーズ】

いのちをうばう、夏のひとり作業

【その他の主な取組】

- ① 農業者向けの注意喚起チラシの配布
- ② 各種会合や農業生産資材の販売・配達等の機会を捉えた声かけ
- ③ SNS、防災無線、広報誌など様々な媒体を活用した声かけ



声かけ活動チラシ



熱中症対策声かけ隊の取組イメージ

趣旨・概要

地域の農業者に対し、声かけや見回り活動を行う有志を募り、熱中症予防の啓発活動を行う全国的なプロジェクト活動を実施。
具体的には、農林水産省にて声かけ活動に賛同していただける団体を募集し、取組内容に応じて必要資材を提供するとともに、最終的に取組実績の報告があった団体は農水省HPに掲載するとともに、感謝状を授与。

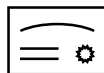
取組内容

農林水産省（事務局）



声かけ活動に取り組む有志を募集
取組計画に応じてサポーターと
必要資材を提供

最終的な取組実績をとり
まとめHPに公表、感謝状
を贈呈



サポーター



大塚製薬（株）
（一社）日本農業機械化協会

声かけ活動に必要な資材を提供
ex) 先着でイオン飲料を提供
声かけに使用するチラシを提供



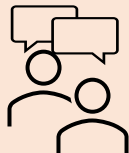
熱中症対策声かけ隊



【想定される取組主体】

JA、資材販売店、農業高校・農業大学校、農業機械士会、4Hクラブ、地域の農業者、その他農業団体、普及支援センター、その他地方自治体等

農業現場の声かけ、見守り



（取組例）

農業高校生による地域パトロール

農業高校・農業大学校の学生が、地域の指導者やJA職員とともに、通学区域・実習地域等で声かけ活動を実施

農業者の集まりでの声かけ



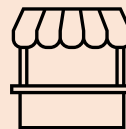
（取組例）

栽培講習会での声かけ

- ・ 農業者同士の声かけを実施（単独作業の回避、体調確認）
- ・ 会合等での注意喚起の継続実施

ex. 地域のリーダー的農業者が先導し、集会前後に声かけ

販売店での声かけ



（取組例）

農機・資材販売店での声かけ

農業資材の販売・点検・配達時の機会など、日常業務の中で短時間の声かけを実施

ex. 店頭の旗や店内や会計時でのチラシ配布

広報誌・メディアへの掲載 防災無線・広報車等での声かけ



（取組例）

自治体やJA等で発行する広報誌やSNS等への掲載

農業者向けに発信している広報誌やSNS上で、熱中症対策に関する情報を掲載

熱中症対策声かけ隊の参加団体一覧（8月5日時点）

N. 個人名/団体名	
1	荒井慶一朗氏
2	千葉県立安房拓心高等学校
3	株式会社スベック
4	阿部優子氏
5	弥生安全環境事務所合同会社
6	合同会社おぎの
7	宇和島市農業支援センター
8	JA福島さくら
9	ふしみベジ
10	鹿追町農民団体連絡協議会
11	横手市役所農林部食農推進課
12	株式会社高尾農園
13	株式会社 みらい蔵
14	光都農業改良普及センター
15	佐賀県 農業大学校
16	新潟県立村上桜ヶ丘高等学校
17	くわの農園
18	有限会社リテールマーケティング
19	アイアグリ株式会社
20	小豆島町役場オリーブ課（瀬戸内オリーブ研究会事務局）
21	香川県立笠田高等学校
22	八頭農業改良普及所
23	江森社会保険労務士事務所
24	九十九里浜園藝
25	関 達男氏

N. 個人名/団体名	
26	秋谷 泰男氏
27	（株）高尾農園
28	堀内社会保険労務士事務所
29	有限会社 小滝光男商店
30	木下農園
31	鳥取県農林水産部経営支援課
32	ふおろむ労働衛生コンサルタント事務所
33	株式会社ぐるぐるファーム
34	GAP・ITサポート合同会社
35	西洋菓子海援隊
36	そらち南農業協同組合
37	浅口市
38	はだの農業塾
39	小野寺芳孔氏
40	熊本宇城農業協同組合
41	J A なすの熱中症対策声掛け隊
42	熊本県 4Hクラブ
43	中山間地 上木場集落
44	庄内たがわ農業協同組合
45	みどりや商店
46	道の駅 藤樹の里あどがわ
47	新潟県新発田地域振興局農業振興部
48	福島県農業総合センター農業短期大学校
49	大阪府農業協同組合中央会
50	宮崎県農業協同組合

N. 個人名/団体名	
51	新潟県佐渡地域振興局農林水産振興部
52	美作市多面的機能広域活動組織
53	柏崎農業普及指導センター
54	公益財団法人やまがた農業支援センター
55	株式会社 仁田
56	流山市農業振興課
57	栃木県農業機械士会
58	全国共済農業協同組合連合会
59	魚沼地域振興局 農業振興部
60	長岡地域振興局農林振興部
61	愛知県知多農林水産事務所農業改良普及課
62	J A ふくしま未来
63	新見地方新農業経営者クラブ
64	十日町農業普及指導センター
65	新潟県 上越地域振興局 農林振興部
66	糸魚川農業普及指導センター
67	新潟地域振興局
68	長野県農政部農村振興課
69	長崎県島原振興局
70	J A グループ兵庫農作業安全推進協議会
71	高橋謙太郎氏
72	山武郡市農業協同組合
73	新潟県巻農業普及指導センター

N. 個人名/団体名	
74	新潟県農林水産部
75	南魚沼地域振興局
76	愛知県海部農林水産事務所農業改良普及課
77	愛媛県農業共済組合
78	愛知県農業水産局農政部農業経営課
79	JA福井県ホウレンソウ専門部会
80	さいたま農業協同組合
81	美浜町農業委員会
82	愛知県西三河農林水産事務所農業改良普及課
83	中能登農林総合事務所
84	岩田農園
85	食生活改善推進委員
86	福井県嶺南振興局二州農林部技術経営支援課
87	小野崎 敦夫氏

その他、団体名の公表不可の団体も併せて、計96の個人及び団体が参加

＜対策のポイント＞

就業者10万人当たりの死亡事故者数は11.6人と増加傾向であり、他産業に比べて高い状態が継続していることから、より実効性のある農作業安全対策を推進するため、農業現場の安全診断を実施し、安全上の課題を改善するモデル事例を作成するとともに、地域における農作業安全に係る啓発資料の作成や地域の推進活動を支援します。

＜事業目標＞

農作業事故による死亡者数の減少

＜事業の内容＞

1. 啓発手法の改良

地域における農作業安全推進活動による効果を高めるため、農業機械作業や熱中症対策に係る農業者向けの新たな啓発資料の作成や指導人材を育成するとともに、啓発活動を通じた農業者の行動変容の状況を計測することで、より効果的な啓発手法の構築を図ります。

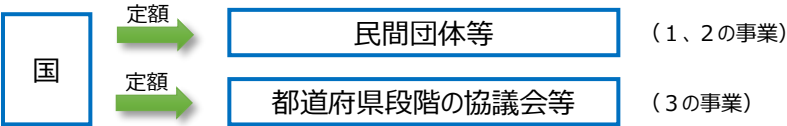
2. 安全診断の支援

効果的な農作業事故対策の普及を図るため、「専門家が現地で安全診断を実施し、農作業安全上の課題を明確化した上でこれを改善するモデル事例」を創出します。

3. 地域活動の支援

都道府県段階の推進協議会等における高度な推進活動を支援し、取組の横展開を図ります。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

1. 啓発手法の改良

農業者向けの新たな啓発資料作成等



研修の実施

啓発活動を通じた農業者の行動変容の状況を計測



分析

より効果的な啓発手法の構築



2. 安全診断への支援



専門家による安全診断で課題の明確化



診断結果をもとにした課題を改善するモデル事例の創出



効果的な農作業事故対策の普及

3. 地域における農作業安全活動への支援



協議会等における検討会の実施



動画を活用した安全教育

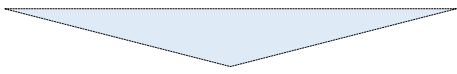


農業者に向けた農作業安全研修

農作業事故対策の推進に向け、作業安全対策に知見を有する労働安全コンサルタントや農業機械の専門家等を農業現場に派遣し、農業従事者の作業状況を踏まえた安全性向上の改善点を提案する安全診断を実施

<主な調査内容>

調査項目	調査内容
従業員（組合員）を守るための組織体制が整っているか？	労働安全・衛生に関する責任者（衛生推進者）の設置、事業者と従業員（組合員同士）がともに職場の安全を検討する場（労働安全衛生委員会）の設置と活動状況、緊急時の連絡体制の設定、BCP（事業継続計画）の策定
従業員（組合員）を守るためのルールが整っているか？	危険個所や作業中に生じる危険等の洗い出し、危険な個所や作業方法の改善、熱中症対策（適切な休憩とその実施確認、飲料水等の支給、予防グッズの支給等）、危険を伴う作業や物質を扱う際のルールと文書化、その日の作業内容等の指示の文書化、作業現場等のハザードマップの作成、事故報告書の作成、機械類の点検履歴簿の作成
従業員（組合員）とともに安全意識の醸成・向上を図っているか？	KYK（危険予知活動）の実施、5S（整理・整頓・清掃・清潔・習慣）の実施、ヒヤリハットの共有と要因分析・対策の検討、特定機械の技能講習、刈払機の講習、安全研修会の受講、定期的なミーティングでのコミュニケーションの活性化
安全のためのルールが守られているか？	保護具の着用、作業前ミーティングでの安全確認、機械の作業前点検、機械の定期点検、ルールに従った作業



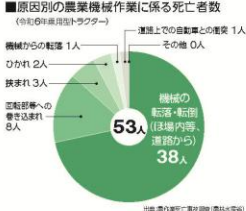
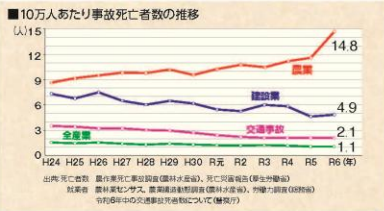
- 安全診断を受けることにより経営の弱点が明確化し、アドバイスに基づく対策を講ずることにより、事故発生リスクの低減が図られるとともに、農業現場での農作業安全対策のモデル事例を創出。
- モデル事例を農作業安全研修会等で情報発信することにより、農業現場での活用を促進。
- 労働安全・衛生のプロによる安全診断の価値が理解され、安全診断の利用拡大や受診の定期化に発展することにより、他産業と同様に、農作業事故の低減、持続的な経営体制の確立、従業員（組合員）の意識向上等に寄与。

追突防止に係る啓発活動

- 警察庁及び全国共済農業協同組合連合会と連携し、公道における農業機械の事故防止に関するチラシを作成。
- 農林水産省では各都道府県及び農政局へ約15万枚、全国共済農業協同組合連合会では各都道府県本部へ約11万枚、警察庁では各都道府県警へ約20万枚配布し、農業者だけでなく、一般の乗用車を運転する者に対しても注意喚起を図った。



農作業中の死亡事故は一般交通事故の約7倍、建設業の約3倍にも及びます。
特に機械事故では、用水路等への転落や傾斜地での横転などの「転倒・転落」事故が多く発生しています。



公道での農業機械の転落・転倒による交通事故を防ぐために以下のポイントに注意しましょう!

ポイント1 確実な運転操作とブレーキ連結の確認
ハンドルやブレーキ操作のミスは、道路等からの転落・転倒に繋がります。道路走行時には、左右のブレーキを連結し、道路状況に応じた、確実な運転を心がけましょう!

ポイント2 安全キャブ・フレームの装着とシートベルト・ヘルメットの着用
救命効果の高い安全キャブやフレームが付いているトラクターを利用しましょう。追突時の受け出しや側面衝突を防ぐため、シートベルトやヘルメットを装着しましょう!

乗用車を運転する皆さまへ 農業者の皆さまへ

公道上で農業機械に乗用車が追突する事故が多く発生しています!

農業機械は走行速度が遅く、道路上での農業機械の事故のうち**追突事故が全体の約4割**を占めています。特に薄暮期や夜間は後続車から前方を走行する農機が発見しづらく、追突事故が発生しやすいので、両方の運転者が追突事故を防ぐための対策をすることが重要です。

事故類型別重傷事故件数 (令和3年～令和7年推定)

出典: 警察庁「交通事故統計」(令和6年度分)
※割合は以下第2位を四捨五入。

低速車マークの設置

乗用車を運転する皆さまへ

農業機械のような、特殊な自動車には「**低速車マーク**」の設置を推進しています。ドライバーの皆様は、**前方にこのマークを付けた農業機械を発見したら、減速する等**、追突を防止する行動をお願いします。また、幅の広い作業機を装着して走行している場合もあるので、追い越す際にも作業機の手前十分に注意ください。

農業機械を運転する皆さまへ

農業機械は、走行速度が遅いため、公道走行時は後続車からの発見が遅れ、追突される可能性があります。追突から自分の身を守るためにも、後方から視認しやすい「**低速車マーク**」を設置しましょう。

(参考資料)

(参考) 外国人労働者向けの農作業安全周知資料について

- 事業者向け以外にも、外国人労働者向けの教育リーフレットとして、多言語版を作成。
- 農業分野で特定技能外国人を受け入れる事業者が加入する農業特定技能協議会を通じた周知を行うことで、更なる外国人農業労働者の安全意識の向上を図る。

外国人労働者向けの労働安全衛生に関するリーフレット

[英語版]

Let's Learn about Farm Safety

In the relevant laws and regulations on industrial safety and health, it is stipulated that workers must be informed about the work environment, the dangers and harmful effects of the machinery, equipment, and materials they handle, and must be educated on safe work procedures to prevent industrial accidents related to their tasks. This leaflet introduces common accident cases and summarizes the key points that should be learned first to carry out agricultural work safely and hygienically.



In recent years, the number of fatal accidents during farm work has remained around 250 people per year. The number of deaths per 100,000 workers is also on the rise, surpassing the construction industry, which is considered dangerous, and the gap between agriculture and other industries is widening. When looking at the causes of fatal accidents, those involving agricultural machinery account for 70% of the total and this trend continues. In this context, as the incorporation of agricultural management and the use of agricultural support services expand, it is anticipated that inexperienced and unskilled workers will increasingly be engaged in high-risk tasks such as operating agricultural machinery. Therefore, it is essential to inform workers about the hazardous areas of the machinery and equipment they use, as well as the harmful effects of the materials handled, and to educate them on correct working methods based on past accident cases.

MAFF MHLW

[中国語版]

学习务农安全

劳动安全卫生相关法令规定，为了不让劳动者因从事的业务而发生工伤，必须告知职场环境、所使用机械设备及材料的危险性或有害性，并进行安全作业顺序等培训。本手册在介绍常见工伤事例的同时，归纳了为安全卫生作业必须事先掌握的事项。



近年来，各农时的死亡人数保持在每年250人左右的程度。每10万人农业从业者的死亡人数也有增长倾向，已超过被视为危险行业的建筑业，与其他产业的差距有扩大倾向。此外，如果以主要原因为区分死亡事故，则农业机械操作相关事故占全部的70%。这种状况仍在持续。在这种情况下，今后随着农业法人化和农业支撑服务事业的利用不断扩大，可以想象会有更多未经验、不熟练的劳动者进入从事农业机械作业等高风险业务。为此，我们有必要让所有劳动者知道所使用的机械、材料的危险之处及使用材料的有害性，并通过工伤事例，进行正确的作业方法培训。

農林水産省 厚生労働省

[ベトナム語版]

HÃY HỌC CÁCH ĐAM BẢO AN TOÀN TRONG CÔNG VIỆC NÔNG NGHIỆP

Thầy-trụ dạy phải phải làm quen địa điểm an toàn và vệ sinh lao động, thông tin quy tắc an toàn lao động cho người lao động trong quá trình làm việc, các dụng cụ nông nghiệp phải được thông tin về môi trường làm việc, sự nguy hiểm và đặc biệt của các tài liệu máy móc thiết bị và vật liệu sử dụng, cũng như hướng dẫn quy trình làm việc an toàn. Tài liệu hướng dẫn này giới thiệu các tai nạn thường gặp và tầm quan trọng của việc nắm vững các điểm cần chú ý để thực hiện các công việc nông nghiệp một cách an toàn và vệ sinh.



Trong những năm gần đây, số lượng người tử vong do tai nạn trong công việc nông nghiệp ở mức khoảng 250 người mỗi năm. Số người tử vong trên 100.000 lao động cũng đang có xu hướng gia tăng, vượt qua các ngành xây dựng - một ngành được coi là nguy hiểm - và khoảng cách so với các ngành khác cũng đang tăng. Xét trên nguyên nhân, các tai nạn liên quan đến hoạt động của máy móc nông nghiệp chiếm khoảng 70% tổng số vụ tai nạn, và tình trạng này vẫn tiếp diễn. Trong bối cảnh này, khi việc phát triển hóa các hoạt động quản lý nông nghiệp và mở rộng sử dụng các dịch vụ hỗ trợ nông nghiệp ngày càng tăng, và khi hàng nghìn lao động chưa có kinh nghiệm sẽ tham gia vào các công việc có rủi ro cao như vận hành máy móc nông nghiệp. Do đó, cần phải thông tin cho người lao động về các vị trí nguy hiểm của máy móc, tính đặc biệt của các vật liệu mà họ dùng và tầm quan trọng của việc nắm vững những điểm cần chú ý trong việc thực hiện công việc nông nghiệp một cách an toàn và vệ sinh.

MAFF MHLW

[インドネシア語版]

BELAJAR TENTANG KESELAMATAN PEKERJAAN PERTANIAN

Petentuan perundang-undangan terkait keselamatan dan kesehatan kerja mewajibkan untuk memberi tahu mengenai risiko dan bahaya dari lingkungan kerja, mesin dan peralatan yang digunakan, dan material yang pekerja tidak mengira keselamatan kerja dari pekerjaan yang dilakukannya. Selain itu juga harus mendidik mengenai prosedur kerja yang aman. Pamflet ini akan memperkenalkan contoh kecelakaan yang sering terjadi sambil mengenalkan mengenai hal-hal yang harus diketahui di awal untuk melakukan pekerjaan pertanian dengan aman dan sehat.



Akhir-akhir ini, jumlah korban kecelakaan meninggal telah melampaui pekerjaan pertanian berada di sekitar 250 orang per tahunnya. Jumlah korban meninggal per 100.000 orang pekerja juga berada tren bertambah berdasar itu, juga telah melampaui yang dianggap berbahaya sehingga pekerjaan dengan industri lain berada pada tren yang semakin memburuk. Jika melihat kecelakaan meninggal berdasarkan kategori, kecelakaan yang berhubungan dengan pekerjaan mesin pertanian terus berada dalam urutan yang menempati 70% dari keseluruhan. Dalam kondisi seperti itu, pekerja tidak terampil yang belum terbiasa dipukulkan akan melakukan pekerjaan pertanian hingga terjadi pekerjaan mesin pertanian karena belum siap akan banyak bahaya usaha pertanian yang menjadi beban usaha dan semakin banyak yang memerlukan program khusus dalam pekerjaan pertanian. Untuk itu, diperlukan sosialisasi bagi pekerja mengenai titik berbahaya pada mesin dan peralatan yang digunakan atau bahaya dan material yang digunakan serta diperlukan juga pendidikan mengenai cara kerja yang benar dengan memperhatikan contoh kasus kecelakaan.

MAFF MHLW

[英語版]

Let's Prevent Heat Stroke During Farm Work!

As the hottest season approaches, the number of people suffering from heat stroke during farm work is increasing. Heat stroke is a life-threatening condition that can be prevented by taking simple measures. It is possible to prevent heat stroke by improving the following knowledge.

Heat stroke during farm work

- Every year, about 30 people have died of heat stroke during farm work.
- About 85% of fatal accidents occurred between July and August, while also occurred between March and June.



Prevention points

- Avoid the heat**
Avoid working in hot weather as much as possible, and work in a shaded or well-ventilated place.
- Frequently take a break and drink water**
Frequently drink water and take some salt before feeling thirsty.
- Avoid working alone**
Work with multiple people, communicate with each other at a scheduled time.
- Use heat stroke countermeasure items**
Wear hats and moisture-absorbing quick-drying clothes, and use air-conditioned clothes or fans.

MAFF

[中国語版]

让我们预防农活时的中暑吧!!

随着炎热的季节到来，农活时的中暑人数正在增加。中暑是危及生命的状况，通过采取简单的措施可以预防。通过提高以下知识，可以预防中暑。

农活时的中暑

- 每年，约有30人在农活时中暑死亡。
- 死亡事故中约85%发生在7~8月，另外3~6月也有发生事例。



预防重点

- 避暑**
尽量避免在高温下作业，在阴凉处或通风处休息。
- 勤休息并补充水分**
经常休息并补充水分。
- 避免单独作业**
以多人进行作业，约定好联络时间。
- 充分利用防暑用品**
戴帽子及穿着吸汗速干衣物，穿空调服或使用风扇。

MAFF

[ベトナム語版]

Phòng chống say nắng trong nông nghiệp!!

Mùa hè nóng, và độ ẩm cao, nhiệt độ tăng trong mùa hè cũng vậy, số người mắc bệnh say nắng trong nông nghiệp đang gia tăng. Say nắng là tình trạng nguy hiểm có thể ngăn ngừa trong quá trình làm việc. Có thể ngăn ngừa say nắng bằng cách cải thiện những kiến thức sau đây.

Chống say nắng khi canh tác nông nghiệp

- Mỗi năm, có khoảng 30 người tử vong vì say nắng trong lúc làm việc nông nghiệp.
- Khoảng 85% các vụ việc xảy ra vào tháng 7-8, cũng có trường hợp xảy ra vào tháng 3-6.



Điểm cần lưu ý

- Tránh nắng**
Cố gắng hạn chế làm việc trong thời tiết nắng nóng, làm việc ở nơi có bóng mát hoặc thông gió.
- Nghỉ ngơi và bổ sung nước thường xuyên**
Thường xuyên bổ sung nước và muối trước khi cảm thấy khát.
- Tránh làm việc một mình**
Làm việc theo nhóm, đồng ý thời gian nghỉ ngơi và gọi tin tức nhau.
- Sử dụng các vật dụng chống say nắng**
Đội mũ và mặc quần áo thấm ẩm, nhanh khô, sử dụng quần áo điều hòa, quạt.

MAFF

[インドネシア語版]

Mari cegah sengatan panas saat sedang bertani!!

Musim panas, dan kelembapan tinggi, suhu meningkat dalam musim panas juga demikian, jumlah korban penyakit sengatan panas dalam pertanian meningkat. Sengatan panas adalah kondisi berbahaya yang dapat dicegah dengan meningkatkan pengetahuan yang tepat.

Sengatan panas saat sedang bertani

- Setiap tahun, sekitar 30 orang meninggal dunia karena sengatan panas saat sedang bertani.
- Sekitar 85% dari kasus meninggal terjadi pada bulan Juli-Agustus, sementara lainnya terjadi pada bulan Maret-Juni.



Poin pencegahan

- Menghindari panas**
Sebaiknya hindari bekerja pada saat suhu tinggi dan bekerja di tempat yang teduh atau seuk.
- Hindari bekerja sendirian**
Bekerja dengan banyak orang dan saling berkomunikasi pada waktu yang ditetapkan.
- Menggunakan barang untuk mencegah sengatan panas**
Kekalkan topi dan pakaian cepat kering yang menyerap kelembapan, atau menggunakan pakaian dengan klap angin.

MAFF

外国人労働者向けの熱中症対策リーフレット

熱中症リーフレットについては、右の他に、クメール語版、タイ語版、ネパール語版、ミャンマー語版、モンゴル語版 も掲載。

(参考) 農作業安全研修における受講者参加型への働きかけ

- 農林水産研修所つくば館が実施している、安全指導者スキルアップ研修 対話型研修実施手法習得コース（オンライン）において、農研機構が開発した「対話型農作業安全研修ツール」を使用した、参加者同士が意見交換する形式で実施する対話型研修の実施手法を教授する研修を実施。
- 受講者が主体性をもって研修を受講できるよう、熱中症等対策研修・農業機械作業研修用として、農林水産省で作成・提供しているテキストにQ&A形式の資料を追加。

対話型研修実施手法習得コース (オンライン)

仲間との対話による農作業安全

「対話型農作業安全研修ツール」マニュアル／ヒヤリハット事前調査票／調査票の各項目に対応した改善策一覧表

ポイント：自ら考えてもらう

①ヒヤリハット経験を事前調査⇒多い回答に対して「ではどうしたらよい？」と意見交換

仲間との対話による農作業安全

②進行はマニュアルで事例を紹介

③対策事例のネタ帳も

具体的な進行例も

研修担当者の事前準備事項

研修の進め方

研修後

④改善策を自分たちで考える⇒実現可能！

担任者は参加者の意見や経験を引き出し、「事故になる前に何を改善するか」の目標づくりをサポートする役割

農研機構 NARO

講師：農研機構（農機研）

研修テキストにおけるQ&A形式資料の拡充

[熱中症等対策研修テキスト]

[農業機械作業研修資料]

熱中症対策に関するクイズ

Q1 次のうち、熱中症対策アイテム（水分・塩分の補給用品）の使い方として正しいものを1つ選択してください。

- 経口補水液は、健康な人が熱中症等の脱水を予防するための飲料であり、大量に飲み続けても健康上の問題は無い。
- 水分を補給できないときは、代用品として塩分・糖分を含む「塩飴」をなめることで、熱中症を予防することができる。
- コーヒーは、水に比べてカフェインがより多く含まれているため、作業中の集中力を高める効果があり、熱中症予防のための水分補給に最適な飲料である。
- 水分・塩分補給と同時に、身体の内側を冷却できるアイススラリーを摂取することは熱中症予防の効果がある。



Q2 次のうち、熱中症の症状に対する取組の中で正しいものを2つ選択してください。

- 農作業中に身体がけいれんを起こしているものの発汗がない場合は、軽度の熱中症であり、応急処置を行う必要はない。
- 一様に農作業している者が「呼びかけに応じない」、「ボーっとしている」場合は、熱中症の可能性があるため、本人の申告がなくても、作業をやめさせ、応急処置を行う必要がある。
- 熱中症は、重篤化すると死亡に至るだけでなく、後遺症が残ることもあるため、迅速な応急処置を行うことが望ましい。
- ファン付き作業服を着用し、休憩・水分・塩分補給を適切に行っていれば、熱中症の発症を完全に防ぐことができる。
- 農作業中、めまいを感じたが、熱中症の症状かどうかわからなかったため、熱中症と特定できるまで応急処置を行わず、様子を見た。



乗用型トラクター 農作業安全クイズ

問題

1 乗用型トラクターの農作業中、両手で手すりをつかめるときには、前方に降りてもよい。これは正しいですか、Q&Aで回答してください。

2 トラクターの整備・点検について、以下のうち正しいものはどれですか、※正解は1つまたは2つです。

- 作業機を付け替えるための、最初30秒間を待たせ、次にコンバーシブルジョイントをした。
- 作業機の油圧回路を点検する際に、油圧ロックをかけた状態で、エンジンなどを動かす前に、作業機の下に降りて作業した。
- トラクターにエンジンがかかるとき、バックミラーに誰もいないか確認してから、バックミラーに誰もいないことを確認してから、バックミラーを確認した。
- ロータリーが回ったため、油圧ロックをかけたまま、エンジンを停止し、作業機が完全に止まったことを確認してから、降りて作業した。

3 次の図は、トラクターが溝に進入しようとしている様子です。安全対策として不十分な箇所は4つ〇をつけ、解答欄に書き込んでみましょう。また、どのように対策をするべきか考えてみましょう。

【解答欄】

-
-
-
-

(参考) 職場における熱中症防止のためのガイドライン (農業者向け)

- 農林水産省は、厚生労働省が令和8年3月に策定した「職場における熱中症防止のためのガイドライン」に基づき、農業者が実践できるように、農業者向けに概要を取りまとめ、農業者に熱中症防止の働きかけを行っているところ。

職場における熱中症防止のためのガイドライン(農業者向け)

厚生労働省では、事業者向けに熱中症対策をまとめた「職場における熱中症防止のためのガイドライン」を策定しました。この資料では、本ガイドラインについて、農業者向けに概要を取りまとめています。



厚労省ガイドライン

1. 熱中症リスク評価

01 熱中症リスクが高い作業を特定しましょう

自らや従業員が行う農作業の中で、熱中症を気を付けるべき作業を特定しましょう。高温多湿な環境下での作業や連続作業は熱中症のリスクが高くなります。



例)ビニールハウス内作業
炎天下での収穫 など

詳しくはガイドライン p2

02 WBGT値※を把握しましょう

地域ごとのWBGT値も公表されていますが、実際の作業環境で計測し、計測値によって、その日の作業の強度を検討しましょう。



※WBGT値とは…熱中症リスクを判断するため、気温・湿度・輻射熱(日差し・照り返し)の3要素を組み合わせて計算された指標です。

詳しくはガイドライン p2

03 熱中症リスクを評価しましょう

作業服により熱中症リスクは異なります。着衣補正値をWBGT値に加算し、リスクを評価しましょう。



例)フード付きのカップを
着用した場合は、WBGT値に
+11加算

詳しくはガイドライン p3、20

2. 熱中症リスクに応じた措置

01 作業計画や報告体制を整備しましょう

気温やWBGT値を踏まえ、休憩・給水のタイミングを事前に計画しましょう。
いざという時に備え、病院などの連絡先を確認しておきましょう。従業員がいる場合は、以下のQRコードの熱中症対応フローを作成してください。



フロー図

詳しくはガイドライン p4~6

02 作業環境を整備しましょう

日陰・送風・換気・ミストなどで作業環境のWBGT値を下げ、作業場所近くに涼しい休憩所や飲料を備えましょう。



詳しくはガイドライン p6~7

03 作業中の熱中症対策を行いましょう

やむを得ず、高いWBGT値の時に作業をする場合は、作業を短時間に区切り、休憩を増やし、身体負担を抑えましょう。
また、通気性の良い服装やファン付き作業服も活用しましょう。



詳しくはガイドライン p7~11

2. 熱中症リスクに応じた措置

04 作業前後にも健康管理に努めましょう

睡眠不足や下痢、発熱などの体調不良は熱中症の発症リスクを高めるため、作業前後には自身と従業員の体調を確認しましょう。



仕事前日の飲酒は控えめに

特に高齢者や持病のある方は、熱中症を発症しやすいので、配慮が必要です。

詳しくはガイドライン p11~13

06 熱中症発症時には応急処置を行いましょう

異常を感じたらすぐ作業を中断し、涼しい場所で衣服を緩めて身体を冷やします。



意識がもうろうとしている・返答がおかしい場合は 直ちに119 (または#7119)に連絡してください。

詳しくはガイドライン p15

05 熱中症に関する知識を学びましょう

農林水産省では令和8年4月~6月を「熱中症等研修強化期間」に設定しています。地域で開催される研修に、参加しましょう。



研修に参加できない場合は、農水省や厚労省が作成しているチラシやパンフレット等で学んでください。

詳しくはガイドライン p13~15

07 その他

暑くなってきたらと思わずに、4月から休憩場所や飲料の準備等、熱中症対策を進めましょう。



作業中にも緊急連絡先を記載したカードを携帯しておくことで万が一の場合に迅速に対応できます。

詳しくはガイドライン p15~17

農林水産省では、農作業中の熱中症対策に関する啓発資料を作成しています。熱中症の事故事例やWBGT値に基づいた作業の目安なども掲載しておりますので、ご確認ください。



農水省HP

(参考) 農作業安全推進協議会等の設置

<取組実績>

- 農業者を対象とした農作業安全に関する研修の開催など、県段階や地域段階において農作業安全対策を効果的に講じるためには、行政、生産者団体、農業資材販売店など関係機関が事故情報や普及啓発方を共有し、一体的に取り組んでいくことが重要。
- 地域段階の協議会は、「全域で設置済み」「同様の体制を構築済み」の都道府県が11道県。

<取組方針>

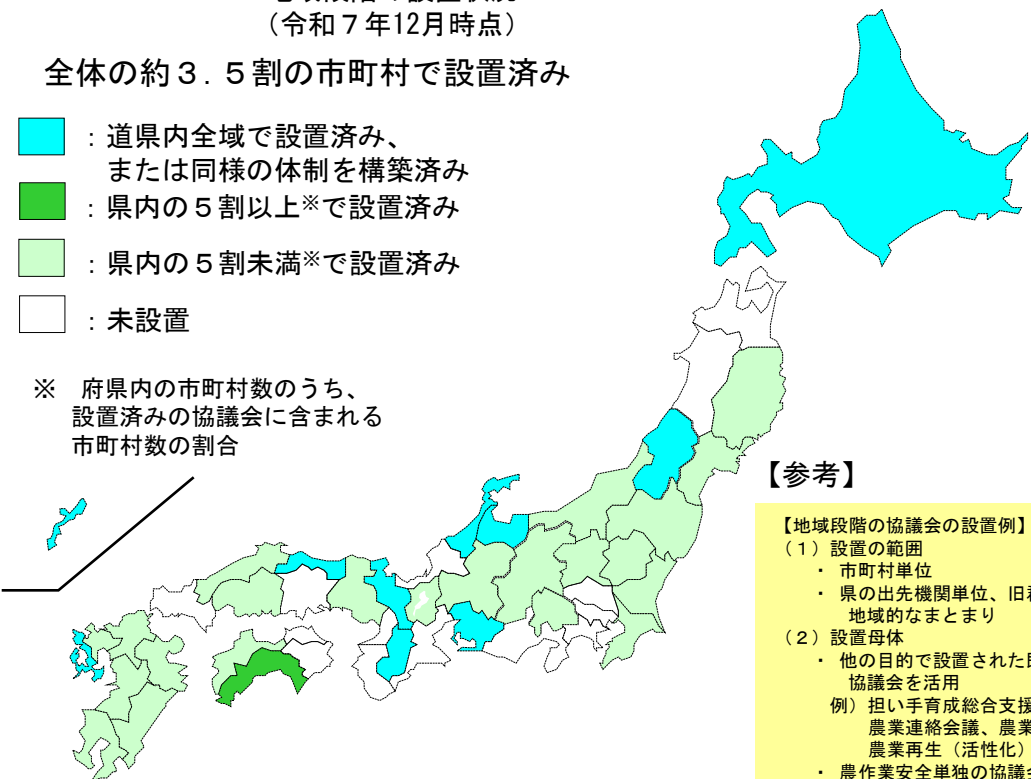
- 死亡事故が多く発生している県でも協議会が設置されていない地域（静岡県、岡山県、山口県など）があることから、引き続き、設置の促進を図る必要。

地域段階の設置状況
(令和7年12月時点)

全体の約3.5割の市町村で設置済み

- : 道県内全域で設置済み、または同様の体制を構築済み
- : 県内の5割以上※で設置済み
- : 県内の5割未満※で設置済み
- : 未設置

※ 府県内の市町村数のうち、設置済みの協議会に含まれる市町村数の割合



【参考】

- 【地域段階の協議会の設置例】
- (1) 設置の範囲
 - ・ 市町村単位
 - ・ 県の出先機関単位、旧郡などの地域的なまとまり
 - (2) 設置母体
 - ・ 他の目的で設置された既存の協議会を活用
 - 例) 担い手育成総合支援協議会、農業連絡会議、農業機械士会、農業再生(活性化)協議会等
 - ・ 農作業安全単独の協議会を設置

都道府県別農作業事故死亡者数

都道府県名	令和6年		
北海道	17	大 阪	4
青 森	6	兵 庫	-
岩 手	8	奈 良	-
宮 城	-	和歌山	-
秋 田	6	鳥 取	4
山 形	-	島 根	5
福 島	5	岡 山	11
茨 城	16	広 島	6
栃 木	7	山 口	7
群 馬	-	徳 島	-
埼 玉	-	香 川	5
千 葉	11	愛 媛	7
東 京	-	高 知	4
神奈川	-	福 岡	4
山 梨	9	佐 賀	-
長 野	12	長 崎	7
静 岡	7	熊 本	13
新 潟	12	大 分	-
富 山	8	宮 崎	13
石 川	-	鹿児島	9
福 井	5	沖 縄	-
岐 阜	11	全国計	287
愛 知	8		
三 重	5		
滋 賀	5		
京 都	-		

注: 1 令和4年より東京都も本調査の対象とした。
2 事故者数が0~3人の都道府県は「-」で示している。
3 本調査結果は、厚生労働省の人口動態調査・死亡個票等によるものであり、各都道府県が独自に実施している事故調査の結果とは異なる場合がある。

スマ転事業

(スマート技術体系への包括的転換加速化総合対策事業)

令和8年度予算額2,530百万円の内数(前年度 30百万円)
〔令和7年度補正予算額 15,658百万円の内数〕

＜対策のポイント＞
農業者の高齢化・減少が進む中において、労働生産性の高い農業構造への転換に向けて、スマート農業技術の現場導入とその効果を高める栽培体系への抜本的な転換等の取組を総合的に支援します。

＜事業目標＞
スマート農業技術の活用割合を50%以上に向上〔令和12年度まで〕

＜事業の内容＞

1. スマート技術体系転換加速化支援

品目ごとの技術課題※の解決のため、スマート農業技術を活用し、農業機械の導入とその効果を高める栽培体系への転換により労働生産性の向上を一体的かつ合理的に実施する産地の取組に対し、機械導入費、資機材費、ほ場整備費、改植・新植費等を支援します。

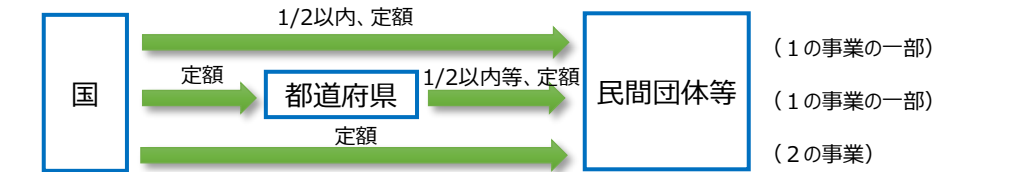
※品目ごとの技術課題

- 水稲：直播栽培や自動化農機の導入 等
- 麦・大豆：土地生産性・品質の向上 等
- 畑作物：直播栽培やAI選別等と組み合わせた大型自動化農機の導入 等
- 果樹・茶：自動化農機等の導入、機械利用効率を高める省力樹形等の導入 等
- 野菜：機械化一貫体系の導入、高温障害対策技術の導入 等

2. 全国推進事業

スマート農業技術を活用した栽培体系への抜本的な転換を行う先進的な取組の横展開を図るため、実証展示ほ場の設置やシンポジウムの開催等を支援します。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

1. スマート技術体系転換加速化支援

(水稲)

(例)
自動操舵システム
+ 直播栽培による
作期分散

(果樹・茶)

(例)
自動追従システム+
省力樹形・圃地整備
による栽培管理の
効率化

(畑作物)

(例)
AI選別+大型機械
による一斉収穫・選別

(野菜)

(例)
高温障害の影響を
低減する生育予測
システム+
機械による一斉収穫

2. 全国推進事業



サービス加速化事業

(スマート農業・農業支援サービス事業加速化総合対策事業)

令和8年度予算額2,530百万円の内数(前年度 30百万円)
〔令和7年度補正予算額 15,658百万円の内数〕

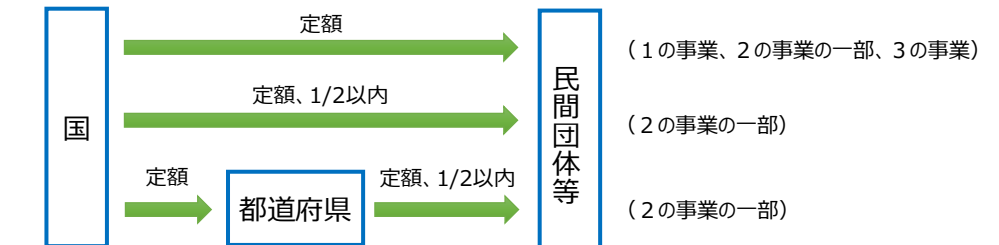
＜対策のポイント＞
農業者の高齢化・減少が進む中において、労働生産性の高い農業構造への転換に向けて、スマート農業技術の現場導入と、これを支える農業支援サービス事業者の育成や活動の促進等の取組を総合的に支援します。

＜事業目標＞
スマート農業技術の活用割合を50%以上に向上〔令和12年度まで〕

＜事業の内容＞

- 1. スマート農業技術と産地の橋渡し支援
スマート農業技術を他品目等にカスタマイズするための改良を支援します。
【補助上限額：500万円】
- 2. 農業支援サービスの育成加速化支援
サービス事業の立上げや事業拡大に向けたニーズ調査、サービス提供の試行・改良、サービスの提供に必要なスマート農業機械等の導入、サービス事業者の事業性向上に資する流通販売体系の転換等に必要な施設整備等を一体的に支援します。
【補助上限額：(農業機械)1,500万円、3,000万円、5,000万円
(ニーズ調査等)1,500万円、3,000万円、(施設整備)3億円】
- 3. 農業支援サービスの土台づくり支援
 - ①サービスの標準的な作業工程や作業精度等を定めた「標準サービス」の策定等を支援します。
【補助上限額：7,000万円】
 - ②サービス事業への新規参入を促すためのスタートアップセミナーの開催等を支援します。
【補助上限額：5,000万円】

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

1. スマート農業技術と産地の橋渡し支援

開発者等 (Developers, etc.) ↔ 農業者 (Farmers) → 異なる品目等への適応 (Adaptation to different products, etc.)

スマート農業機械のカスタマイズ (Customization of smart agricultural machinery)

2. 農業支援サービスの育成加速化支援 (ソフト・セミハード・ハード)

・ニーズ調査、人材育成、機械導入等への支援 (ソフト・セミハード) + ・サービス事業者と産地や食品事業者等が連携してサービス提供期間の長期化等に向けて取り組む場合の流通販売体系の転換等に必要な施設整備の支援 (ハード)

(例) 一斉収穫サービスに対応した予冷施設の整備 (Example: Improvement of pre-cooling facilities for simultaneous harvesting service)

3. 農業支援サービスの土台づくり支援

「標準サービス」の策定、サービス利用拡大に資する資材の開発・普及等

標準化すべき事項 (Items to be standardized): 作業工程 (Work process), 作業体制 (Work system), 留意事項 (Points to be noted), 契約事項 (Contract items), ...

標準サービス (Standard service)

みどりの食料システム戦略推進交付金のうち
グリーンな生産体系加速化事業

令和8年度予算額 574百万円（前年度 612百万円）の内数
〔令和7年度補正予算額 4,000百万円（前年度 3,828百万円）の内数〕

＜対策のポイント＞

産地に適した「環境にやさしい生産技術」と「省力化に資する技術」を取り入れるなど、**グリーンな生産体系への転換**を加速化するため、農業者、地方公共団体、民間団体等の地域の関係者が集まった協議会等が農産・畜産の産地に適した技術を検証し、定着を図る取組を支援します。

＜事業目標＞

- 化学農薬使用量（リスク換算）の低減（10%低減）
- 化学肥料使用量の低減（20%低減）
- 有機農業の面積（6.3万ha）〔令和12年〕
- 農林水産業のCO₂ゼロエミッション化（1,484万t-CO₂）
- 畜産関連GHGの低減（29万t-CO₂）

＜事業の内容＞

1. グリーンな栽培体系加速化事業

環境にやさしい栽培技術※¹や気候変動適応技術※²とともに省力化に資する技術を取り入れたグリーンな栽培体系の検証や、検証に必要なスマート農業機械等の導入等を支援します。

- ※1 ア 検証・普及を加速化すべき環境にやさしい栽培技術（病虫害等の発生予測・予測、可変施肥、局所施肥、水稻有機栽培における先進的な除草技術、プラスチック被覆肥料の代替技術 等）
- イ 複数の産地が連携して実施する環境にやさしい栽培技術
- ※2 高温等の影響を回避・軽減する栽培管理等の技術（遮光資材の導入等）

2. グリーンな飼養体系加速化事業

環境にやさしい飼養技術※³を取り入れたグリーンな飼養体系の検証を支援します。

- ※3 アミノ酸バランス改善飼料、ゲップ抑制に資する飼料添加物、バイパスアミノ酸によるGHG削減技術

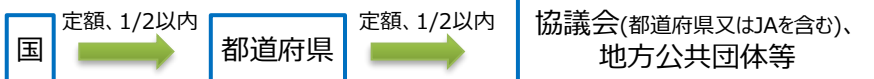
〔支援内容〕

- ① 検討会の開催
- ② **グリーンな生産体系の検証**
- ③ ②に必要な**スマート農業機械等の導入等**（1の事業のみ）
- ④ グリーンな栽培・飼養体系の実践に向けた**栽培・飼養マニュアルの作成、産地戦略（指針・計画）の策定、情報発信（HP掲載等）**

※以下の場合に優先的に採択します。

- ・みどりの食料システム法に基づく**特定区域**において取組を行う場合
- ・事業実施主体の構成員（農業者、民間団体等）が「**みどり認定**」を受けている場合 等

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

以下の1又は2を検証

検討会の開催（環境負荷低減に向けた取組方針の検討等）

1 グリーンな栽培体系の検証

環境にやさしい栽培技術(例)



省力化に資する技術(例)



選 検証に必要な
択 スマート農業機械等の導入



気候変動適応技術(例)



2 グリーンな飼養体系の検証



栽培・飼養マニュアル・産地戦略（指針・計画）の策定

グリーンな生産体系の全国展開の加速化

〔お問い合わせ先〕 （1の事業）農産局技術普及課 （03-6744-2104）
（2の事業）畜産局総務課畜産総合推進室 （03-6744-0568）